

平成29年11月

関西広域連合議会臨時会会議録

平成29年11月関西広域連合議会臨時会会議録 目次

1	開催日時・場所	1
2	議事日程	1
3	出席議員	1
4	欠席議員	2
5	欠員	2
6	事務局出席職員職氏名	2
7	説明のため出席した者の職氏名	2
8	議事	
	開会宣告	3
	日程第1 諸般の報告	3
	日程第2 会議録署名議員の指名	3
	日程第3 会期の決定	3
	日程第4 第11号議案から第13号議案（広域連合長提案説明）	3
	日程第5 一般質問	6
	(1) 松岡 保 議員	
	1 関西におけるイノベーションの推進について	6
	2 府県域を越えた広域観光について	8
	広域連合長 井戸 敏三	9
	広域観光・文化・スポーツ振興副担当 門川 大作	10
	(2) 井坂 博文議員	
	1 民泊問題について	11
	①住宅宿泊事業法について	11
	広域観光・文化・スポーツ振興副担当 門川 大作	11
	②周辺地域の生活環境等に対する措置について	12
	広域観光・文化・スポーツ振興副担当 門川 大作	13
	③違法「民泊」に対する国・自治体の対応について	13
	広域観光・文化・スポーツ振興副担当 門川 大作	13
	(3) 目片 信悟議員	
	1 自転車を通じての関西観光振興について	14
	広域観光・文化・スポーツ振興副担当 門川 大作	16
	(4) 森 礼子議員	
	1 地産地消の取組	18
	①応援企業の登録拡大、病院食でふるさとを感じる	18
	②関西広域連合内での花いっぱい運動	19
	2 ドクターヘリについて	20
	広域副連合長 仁坂 吉伸	21
	広域医療担当 飯泉 嘉門	22

(5) 川田 裕議員	
1 関西創生戦略の目標経済成長率の達成について	23
①留保財源の減少について	23
②公務員の給与引上げの適正性について	23
広域連合長 井戸 敏三	23
(6) 中山 俊雄議員	
1 ワールドマスターズゲームズに向けた交通アクセスの 利便性向上について	28
2 大規模広域災害時の広域対応体制の構築について	29
3 災害医療に関する今後の取組について	30
広域観光・文化・スポーツ振興副担当 門川 大作	30
広域連合長 井戸 敏三	31
広域医療担当 飯泉 嘉門	32
(7) 広谷 直樹議員	
1 広域インフラ整備について	33
広域副連合長 仁坂 吉伸	34
(8) 上島 一彦議員	
1 2025日本万国博覧会の誘致に係る取組について	36
広域連合長 井戸 敏三	37
2 太陽光発電施設に係る規制等について	38
①兵庫県条例の効果について	38
広域連合長 井戸 敏三	38
②広域連合における取組について	39
広域連合長 井戸 敏三	39
(9) 吉田 利幸議員	
1 大規模災害への対応について	40
広域連合長 井戸 敏三	41
2 万博誘致の取組について	42
広域連合長 井戸 敏三	42
3 関西文化の連携強化による都市魅力の向上について	43
①文化庁の移転を契機とした連携強化について	43
②世界遺産等歴史的文化資源を活用した取組について	43
広域観光・文化・スポーツ振興副担当 門川 大作	44
(10) 西崎 照明議員	
1 観光・文化・スポーツ振興にかかる関西広域連合の取組について	45
①関西への文化庁本格移転の効果について	46
広域観光・文化・スポーツ振興副担当 門川 大作	46
②文化財の地域・観光資源としての活用について	47
広域観光・文化・スポーツ振興副担当 門川 大作	47
③関西へのリピーターの獲得について	48

広域観光・文化・スポーツ振興副担当 門川 大作	48
④スポーツ人材育成の取組について	49
広域連合長 井戸 敏三	49
⑤国際観光がもたらす経済効果等について	50
広域観光・文化・スポーツ振興副担当 門川 大作	50
(11) 吉川 敏文議員	
1 水素社会の実現に向けた取組について	51
①関西広域連合の取組方針について	51
広域環境保全担当 三日月 大造	52
②実現に向けた目標と具体的な取組について	53
広域環境保全担当 三日月 大造	53
(12) 住吉 寛紀議員	
1 関西における人口の社会増対策について	54
広域連合長 井戸 敏三	55
2 関西広域連合から始める先駆的な ICT 化の徹底について	56
広域連合長 井戸 敏三	57
(13) 森脇 保仁議員	
1 広域連合の施策・事業の見直しについて	58
2 武力攻撃等が生じた場合の住民の避難場所の確保について	59
3 南海トラフ地震に係る津波対策について	59
広域連合長 井戸 敏三	60
(14) 安達 和彦議員	
1 働き方改革について	61
広域連合長 井戸 敏三	62
2 関西広域連合の存在感について	63
広域連合長 井戸 敏三	64
日程第 6 第11号議案から第13号議案（討論・採決）	65
日程第 7 平成29年 8 月関西広域連合議会定例会提出に係る第 9 号議案	
（委員長報告、討論・採決）	65
閉会宣告	67

1 開催日時・場所

開催日 平成29年11月16日（木）
開催場所 大阪府立国際会議場 3階イベントホール E
開会時間 午後 1 時01分開会
閉会時間 午後 6 時32分開会

2 議事日程

日程第1 諸般の報告
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 会期の決定
日程第4 第11号議案から第13号議案（広域連合長提案説明）
日程第5 一般質問
日程第6 第11号議案から第13号議案（討論・採決）
日程第7 平成29年 8 月関西広域連合議会定例会提出に係る第 9 号議案
（委員長報告、討論・採決）

3 出席議員 (39名)

1 番	目 片	信 悟	21 番	田 尻	匠
2 番	成 田	政 隆	22 番	片 桐	章 浩
3 番	西 村	久 子	23 番	森	礼 子
4 番	中 沢	啓 子	24 番	藤 山	将 材
5 番	浜 田	良 之	25 番	坂 本	登
6 番	諸 岡	美 津	26 番	福 田	俊 史
7 番	松 岡	保	27 番	広 谷	直 樹
8 番	中 川	貴 由	28 番	中 山	俊 雄
9 番	大 山	明 彦	29 番	南	恒 生
10 番	西 野	しげる	30 番	丸 若	祐 二
11 番	上 島	一 彦	31 番	中 村	三之助
12 番	横 倉	廉 幸	32 番	井 坂	博 文
13 番	吉 田	利 幸	33 番	飯 田	哲 史
14 番	住 吉	寛 紀	34 番	西 崎	照 明
15 番	竹 内	英 明	35 番	加 藤	仁 子
16 番	長 岡	壯 壽	36 番	吉 川	敏 文
17 番	森 脇	保 仁	37 番	西 村	昭 三
18 番	原	吉 三	38 番	安 達	和 彦
19 番	川 田	裕	39 番	藤 原	武 光
20 番	阪 口	保			

4 欠席議員 (0名)

5 欠員 (0名)

6 事務局出席職員職氏名

局長	神 崎 敏 道	総務課長	小 枝 隆 之
次長	坂 田 泰 子	調査課長	西 村 鉄 也

7 説明のため出席した者の職氏名

広域連合長・委員 (広域防災担当、スポーツ振興担当、資格試験・免許等担当)

井 戸 敏 三

副広域連合長・委員 (広域職員研修担当、広域農林水産担当)

仁 坂 吉 伸

委員 (広域医療担当)

飯 泉 嘉 門

委員 (広域環境保全担当)

三日月 大 造

委員 (ジオパーク担当、スポーツ振興副担当)

平 井 伸 治

委員 (広域観光・文化・スポーツ振興副担当)

門 川 大 作

委員 (広域産業振興副担当)

竹 山 修 身

副委員 (広域観光・文化・スポーツ振興担当)

山 内 修 一

副委員 (広域産業振興担当)

濱 田 省 司

副委員 (広域防災副担当、広域観光・文化・スポーツ振興副担当)

村 井 浩

副委員 (広域防災副担当)

鳥 居 聡

副委員 (広域産業振興副担当)

鍵 田 剛

本部事務局長

中 塚 則 男

本部事務局次長 (総括担当)

坂 田 泰 子

本部事務局次長 (計画・調整担当)

柴 田 一 宏

広域防災局長

大久保 博 章

広域観光・文化・スポーツ振興局長

古 川 博 規

広域観光・文化・スポーツ振興局スポーツ部長

渡 瀬 康 英

広域産業振興局長

村 上 和 也

広域産業振興局農林水産部長

原 康 雄

広域医療局長

木 下 慎 次

広域環境保全局長

石 河 康 久

広域職員研修局長

浦 上 哲 朗

午後 1 時 01 分開議

○議長（横倉廉幸） これより、平成29年11月関西広域連合議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

これより、日程に入ります。

日程第 1

諸般の報告

○議長（横倉廉幸） 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席要求理事者の報告であります。理事者側へ要求し、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご覧おき願います。

日程第 2

会議録署名議員の指名

○議長（横倉廉幸） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、私から、上島一彦君及び吉川敏文君を指名いたします。以上の両君にお差し支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いいたします。

日程第 3

会期の決定

○議長（横倉廉幸） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横倉廉幸） ご異議なしと認め、そのとおり決定いたします。

日程第 4

第11号議案から第13号議案

○議長（横倉廉幸） 日程第 4、第11号議案から第13号議案の 3 件を一括議題といたします。

広域連合長から、提案説明を求めます。

井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 関西広域連合議会平成29年11月臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

この度の台風第21号による暴風雨により、関西広域連合圏内でも大きな被害が発生しました。犠牲となられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災者の皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

関西広域連合は、12月に設立 7 年を迎えます。関西全体が多様な個性や強みを生かして大きく発展していけるよう、今後とも、広域的な課題に対して積極的に取り組んでまいります。議員の皆様には、引き続きご指導、ご協力をいただきますよう、よろしくご願い申

上げます。

それでは、提案理由の説明に先立ち、8月定例会以降の主な取組について10点報告いたします。

第1は、関西国際空港の路線拡大についてです。

本年4月に、オーストラリアにおいてトッププロモーションを実施し、カンタス航空のシドニー国際空港と関西国際空港間の直行便の就航が決定しました。当面の就航期間は冬期のみでしたが、カンタス航空日本支社に対し、関西観光本部、関西エアポートとともに通年運航を要請していたところ、このたび、実現する運びとなりました。引き続き、路線の定着、拡大に向けて地元を挙げて支援していきます。

第2は、広域スポーツの振興についてです。

まず、ワールドマスターズゲームズ2021関西の準備であります。10月に大阪市内で開催された国際マスターズゲームズ協会（IMGA）の理事会におきまして、関西大会の開催準備の進捗状況を説明しました。IMGAからは、「初の広域開催となるのでチャレンジである」、「5万人の参加者は記録的な数になるので期待している」、「日本の文化・歴史を世界の人々に魅せる演出を希望する」などの感想や意見が述べられました。関西大会の開催まで4年を切り、組織委員会では競技運営、大会エントリーをはじめ、宿泊・交通、交流などさまざまな分野で具体的な準備を進めています。関西広域連合としても大会の成功に向けて支援・協力を行ってまいります。

あわせて、ラグビーワールドカップ2019、オリンピック・パラリンピック2020、ワールドマスターズゲームズ2021のゴールデンスポーツイヤーズを契機として、生涯スポーツの振興を図るための取組を進めています。中・高年層のスポーツ参加機会を拡充するため、10月21日に関西シニアマスターズ大会を徳島県で開催し、卓球、サッカーなど5競技に、関西圏域内から983名の選手が参加して熱戦を繰り広げました。また、関西経済連合会、ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会とともに、タスクフォースを設置し、スポーツに取組やすい環境づくりを進めてまいります。

第3は、2025年国際博覧会の誘致についてです。

関西広域連合では、海外での誘致プロモーション活動や国内での誘致機運の醸成に、誘致委員会と連携を図りながら構成府県市が一丸となって取り組んでいます。9月25日に、正式な立候補申請文書であるビッド・ドシエがBIE事務局に提出され、昨日、11月15日には、BIE総会において立候補国による第2回目のプレゼンテーションが行われました。いよいよ開催地の決定まで1年となりました。来年のBIE事務局の候補地視察等を見据え、地元関西での誘致機運の高まりと関西の魅力を実感いただけるよう誘致委員会とともに取り組んでいきます。

第4は、女性の活躍推進についてです。

9月に、構成府県市、経済界、女性活躍推進の取組を進める団体による担当者連絡会議を開催し、女性活躍推進会議の設置について意見交換を行うとともに、10月の関西広域連合委員会では、内閣府の男女共同参画局担当の審議官から、国の女性活躍について取組状況を説明を受けました。今後は、年内を目途に、この会議を経済界と共同設置し、女性活躍の推進に関する具体的な取組の実施に向けて検討を進めてまいります。

第5は、若者世代による意見交換会の開催結果についてです。

若い世代の意見を関西広域連合の施策に活かしていくことを目的に、広域連合協議会の取組として、9月に鳥取県で意見交換会を開催しました。人口減少社会を克服するための関西の魅力向上策をテーマに、8大学9チームから政策提案が行われ、最優秀賞など3つの賞を決定しました。現在、政策提案をどのように施策に活かすことができるか検討を行っています。

第6は、広域インフラの整備促進です。

リニア中央新幹線については、9月11日に開催された、三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進決起大会に出席し、大阪までの早期全線開業に向けてともに取り組んでいくことを呼びかけました。北陸新幹線については、北陸新幹線建設促進同盟会等とともに、11月14日に、与党及び関係省庁に対して大阪までの早期開業を求める要請を行いました。さらに、12月上旬には、関西独自の取組として、京都府、大阪府、関西経済連合会とともに、敦賀以西の整備促進についての決起大会を東京で開催します。

第7は、防災庁創設に向けた取組についてです。

有識者懇話会からの報告を踏まえ、9月の関西広域連合委員会において、防災庁創設に向けた関西広域連合の今後の取組を確認しました。国の予算編成等への提案、シンポジウムの開催による防災庁の国民的理解の向上などに取り組んでまいります。

第8は、広域行政のあり方検討についてです。

関西広域連合の今後の目指すべき方向性を明確にし、存在感や信頼感の向上を図るとともに、自ら政策の優先順位を決定・実行できる分権型社会の実現と、個性豊かで活力に満ちた関西の実現を目指して、9月に学識者、経済団体、言論界で構成する、広域行政のあり方検討会を設置し、諸外国の地方自治制度等も参考にしながら議論を深めています。年度内に中間取りまとめを行います。

第9は、地方分権改革に関する提案募集についてです。

関西圏域の総合的な形成等を一体的に推進するための事務権限の移譲など大括りの提案をはじめ、32項目の提案を行いました。回答内容が十分でない部分については改めて検討を求めています。また、現在の提案募集方式では、地方分権改革に対する各府省庁の消極的な取組姿勢もあり、大括りの事務・権限の移譲は進まず、個別事務の改善にとどまっています。このため、提案募集方式を見直し、特段の支障が生じることを国が立証できない限りは、地方に事務・権限を委ねることとすることや、権限移譲について実証実験制度の創設などを国に提案しています。

第10は、広域計画の推進についてです。有識者、実践家で構成する「広域計画等フォローアップ委員会（仮称）」を設置します。今後、委員会からの指導・助言を受けて、第3期広域計画や関西創生戦略の達成状況の評価・検証、第4期広域計画の策定を視野に入れた広域連合が取り組むべき課題の検討などを進めてまいります。

これより、提出した議案について説明します。

まず、第11号議案、平成29年度関西広域連合一般会計補正予算（第2号）の件です。

歳入、歳出ともに予算額を1,000万円減額し、予算総額を21億3,415万3,000円とします。このたびの補正予算は、地方創生推進交付金の採択額の減額及びオーストラリアのカンタス航空の関西シドニー直行便の新規就航に伴うプロモーション事業の実施によるものです。

次に、第12号議案、関西広域連合手数料条例の一部を改正する条例制定の件です。

通訳案内士法が改正され、通訳案内士の全国通訳案内士への名称変更等が行われることに伴い、手数料条例の関係規定を改正します。

次に、第13号議案、関西防災・減災プラン（総則編及び地震・津波災害対策編）変更の件です。

災害対策基本法等の改正、あるいは、熊本地震、鳥取県中部地震での課題への対応などを踏まえて、プランの実効性の向上を図るために変更を行います。

以上で提出議案の説明といたします。議員の皆様におかれましては、よろしくご審議の上、適切なお議決をいただきますようお願いいたします。

○議長（横倉廉幸） 以上で、議案の提出者の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案3件に対する質疑については、一般質問をあわせて行い、討論及び採決は一般質問終了後に行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横倉廉幸） ご異議なしと認め、そのとおり決定いたします。

日程第5

一般質問

○議長（横倉廉幸） 次に、日程第5、一般質問を行います。

通告により、順次発言を許します。

なお、理事者に申し上げます。答弁は簡潔明瞭に行うよう十分ご留意願います。

まず、松岡 保君に発言を許します。

松岡 保君。

○松岡 保議員 京都府議会議員の松岡 保であります。さきに通告しております数点について質問いたしますので、積極的なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず最初に、関西におけるイノベーションの推進についてお伺いいたします、

私の地元であります、関西文化学術研究都市（けいはんな学研都市）は、1978年の関西学術研究都市調査懇談会の提言に始まって、1983年に京都、大阪、奈良の3府県や関西経済団体などによって設立されました関西文化学術研究都市建設推進協議会のもと構想が具体化されまして、1987年に施行されました関西文化学術研究都市建設促進法に基づき、近畿圏において培われた豊かな文化、学術、研究の蓄積を活かし、創造的かつ国際的、学術的、業務的な文化、学術研究の新たな展開の拠点づくりを目指し、人類の未来を切り開くという崇高な目標を掲げて、都市建設開始から30年が経過いたしましたところであります。

この間、奈良先端科学技術大学院大学などの大学をはじめ、情報通信、環境、エネルギー、医療などの幅広い分野の最先端の研究機関が進出し、さまざまな先進的プロジェクトが展開されると同時に、住宅整備も飛躍的に進み、130を超える施設が立地し、域内人口も26万人近くに成長して、国内でも屈指のサイエンスシティを形成しております。

さまざまな規模、分野の企業や大学、研究機関等が集積するけいはんな学研都市では、世界の知と産業を牽引する都市、持続的にイノベーションを生み出す都市を目指し、産学公連携や産産連携、さらには、他の研究開発拠点や地域産業とも連携を図り、最先端の研究、開発の成果を生かした事業化、産業化への取組を強力に推進しております。

また、2010年に閉館した、私のしごと館の施設を京都府が自ら無償譲渡を受け、昨年からは本格稼働している「けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK）」においては、京都スマートシティエキスポの開催や科学技術振興機構（JST）に採択されました「けいはんなリサーチコンプレックス」の実証拠点に活用されるなど、国際的なオープンイノベーション拠点の形成に向けた取組が現在展開されているところでもあります。

一方、関西に目を向けますと、ほかにも数多くのポテンシャルの高いイノベーション拠点が存在しており、彩都ライフサイエンスパークを中心に、バイオ関連企業や研究機関が集積する北大阪地区では、その特徴を生かして革新的な医薬品や医療機器、再生医療の研究開発を進められ、大阪大学をはじめ、医薬基盤研究所、国立循環器研究センターなどのすぐれた研究機関が立地し、さらにはバイオテクノロジーを支える高い技術力を持ったものづくり企業などが大阪府内に集積していることを強みとしております。

また、神戸医療産業都市は、先端医療の研究機関、高度専門医療病院をはじめ、330を超える企業や大学などの集積が進み、日本最大のバイオメディカルクラスターに成長しておりますし、はりま科学公園都市では、世界的な科学拠点の集積、スーパーコンピュータ一京との連携など、高いポテンシャルを生かして、先端技術、地域技術を活用したものづくり産業の集積を図っております。

さらには、我が国有数の研究機関である理化学研究所に関しては、昨年11月、神戸市に科学技術ハブ推進本部関西拠点が設置をされて、関西広域での産学連携、イノベーション創出を担う機能を有し、関西の活性化につながる国際拠点を目指しているところでもあります。

また、けいはんな学研都市においても、脳科学分野やAIに関する地域イノベーション創出のため、理化学研究所と地域の大学、企業等との共同研究が進められているとともに、理化学研究所の研究拠点、iPS細胞のバイオリソースセンターサテライトが新設される予定となっているところであります。

このように関西においては、これまでから健康、医療、グリーン、脳科学やAI、情報通信といったあらゆる分野で高いポテンシャルを有し、最近でも、研究機関の新たな進出など、イノベーション創出の機運を高める動きを見せているところでもあります。関西全体の活性化に向け、これらをどのように発信し、事業展開を繰り広げていくのか、そうしたビジョンが必要ではないかと考えるところであります。

これまでに関西での事業展開として、関西の高いポテンシャルを活用し、日本の国際競争力を強化するため、関西6つの自治体、京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、神戸市で共同申請しました関西イノベーション国際戦略総合特区については、2011年12月に国の指定を受け、現在、ライフグリーン分野を中心に51のプロジェクトが実施されております。その中で、関西広域連合も自治体間の取組調整などの役割を担っているところでもあります。

また、関西広域連合においては、広域的課題の解決に向けた関西の産学官連携体制の構築を図り、産学連携による大学、科学技術基盤のネットワーク化を推進するため、2015年度からイノベーション推進担当を設置して、関西健康・医療創生会議の取組など、関西におけるイノベーション創出に積極的に取り組まれているところでもあります。

関西広域連合が本年4月に改定した第3期広域計画には、世界に開かれた経済拠点関西

を将来像の一つとして掲げておりますが、これを実現していくためには、けいはんな学研都市をはじめとするポテンシャルの高いプロジェクトや各地の拠点機能を有機的に結びつけ、他に類を見ないイノベーションを生み出していくことが大きな課題であるのではと考えるところであります。

そこでお聞きいたします。関西全体の活性策としてどのようなビジョンを描いていくのか、また、関西広域連合としてどのような役割を担っていかれるのか、連合長のご所見をお伺いいたします。

次に、広域観光についてお聞きいたします。

私は、京都府の木津川市、相楽郡から選出をされており、東は三重県、西は滋賀県、南は奈良県と接しており、大阪府とも近接しております。私が住まいしている木津川市は、地理的には奈良市に近い位置にあり、JR木津駅を基準にしますと、京都府庁に参るには1時間10分程度かかりますが、奈良県庁には十数分、車ですと約10分程度で行くことができます。

地域の歴史をひもときますと、京都の京とつく都は平城京に始まり、平安京へと続いてまいります。千年の都、京都と申しますが、現在の奈良県橿原市にあった藤原京に始まり、平城京、そして、私どもの地域であります木津川市の恭仁京へと続くのであります。

若輩の私が申すのはまことに恐れ多いわけですが、恭仁京の後、難波京、長岡京と続き、その後、平安京となったわけではありますが、飛鳥地方から奈良、木津川と、現在の府県境に関係なく、都が遷都し、古くは、聖徳太子の時代にこの地域では、かんがい用の池がつくられ、我が国初めての銅銭であります和同開珎の鑄造所が設けられ、平城京に都が移ると、山の背と書いて山背というようになり、現在では京都府の地域として位置するわけですが、観光産業面での結びつきは今も古く、昔は東大寺や興福寺、平城京の造営に当たっては、材木の運搬に木津川の水運が大きな役割を果たしたり、屋根瓦の製造など、まさに奈良の都にとって重要な位置を占める地域であったわけであります。

このように時代を反映した文化や山城国一揆などの地方自治が育まれてきた歴史があり、京都府南部地域では、奈良との関係を切り離して考えることは難しく、現存する国宝や重要文化財を多く持つ寺社仏閣や国分寺跡や高麗寺跡などの史跡も数多く存在するとともに、お茶産地の自然景観のすばらしさなど、まさに広域観光としての取組が求められる地域でもあります。

京都府では、今年度、お茶の京都として山城地域を核にした誘客事業を実施されており、京都市以外の観光地を巡ってもらうために、もう一つの京都として海の京都、森の京都に次ぐテーマとして設定されたものであります。京都に来られる国内観光客の多くはリピーターということもあり、まだ見たことのない京都を紹介する取組として期待をしておるわけではありますが、京都からだけではなく、奈良からの誘客もできないものかと考えるところであります。

先ほど申しましたが、京都府の南部地域は奈良と歴史的な結びつきも深く、距離的にも京都駅からよりも奈良駅からの方が格段に近いわけであり、歴史のストーリー性を持った周遊も奈良を起点にした方が親和性が高いように思っております。各市町村においてはそれぞれの府県の下行動することが多く、また府県ごとに戦略を立て観光誘客を実施されているわけですが、関西広域連合として美の伝説事業が行われているように、山陰

海岸のジオパーク観光事業などを参考にした、府県境の連携を推進する広域観光についても、各府県の観光戦略は尊重しつつも広域調整を図っていただいて、関西としての観光客誘致に積極的に取り組んでいただきたいと思いますところでもあります。そうした時に必要なのは、各府県が持っている戦略、基盤を相互にどう活用していくかということであると思います。国内外を問わず、観光客の皆さんに府県境は関係ございません。また、旅の形態も一生に一度の物見遊覧的な旅から、歴史をはじめ、ストーリーを求める旅に主流が移っているようで、団体旅行、パッケージ旅行から一人一人の好みに応じた個人旅行が主流になっているところであると思います。団体旅行の代名詞のような中国人の観光客も既に個人旅行者の割合のほうが多いとのことであり、今後ますますこの傾向が進んでいくのは間違いないと思います。

京都府においては、個人の好みに合わせ、一人一人が楽しめるように位置情報を活用するアプリをつくり、地域の隠れた観光名所、商店などを紹介し、地域ごとのイベントに活用できるようにしているところでもあります。このような取組は、各市町でも行われていると思いますが、相互に連携できればより深い観光を広域的に行うことができるのではないかと考えているところでもあります。

また、このような取組は通信基盤が整っていなければならない、そうした点でKANSAI Free Wi-Fiの取組はなくてはならないものであり、さらなる拡大を期待するものであります。

さらには、IoTの活用を観光の分野でも、より積極的に行うことが必要ではないかと思うところでもあります。IoTと難しく考えなくとも、例えば、ARやVR、音声ガイドや位置情報など、ICTの活用を積極的に活用することで新たな観光需要を喚起するのではないかと思います。

そこで、お伺いいたします。京都市と津市では来年4月から連携し、疎水での通信事業を行われるように、府県境の議員として、府県境を越えた広域観光に大いに期待するものでありますが、連合として府県境での広域観光の推進についてどのように取り組んで行かれるのか、また、構成府県市で取り組まれているICTを活用した観光施策の連携の可能性についてどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（横倉廉幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 関西におけるイノベーションの推進についてお答えをいたします。

ご指摘もありましたように、関西には多くの優れた大学や研究機関、企業が存在し、けいはんな、北大阪バイオクラスター、神戸医療産業都市などのイノベーション拠点に集積しております。これらは次世代の関西経済を支える産業を生み出すポテンシャルを持っていると期待をしております。このポテンシャルを生かし、産学の連携を促進し、拠点間のネットワーク化を図る必要がある、そのことによって関西におけるイノベーションの創出が可能になるのではないかと、そのような意味で関西広域連合として下支えしてまいります。

関西広域連合では、既に関西圏域の今後を展望した関西創生戦略を策定し、日本の元気を先導する関西経済を創造するという基本的方向を示しました。例えば、ライフサイエンス分野では、域内の全ての医学系大学を含むアカデミア18機関、関西の5経済団体とともに、関西健康・医療創生会議を設立しております。これは、医学の知をITやものづくり

の技術と結びつけ、次世代の関西を牽引する成長産業の創出を目指した取組を進めています。関西広域連合は、産学官のプラットフォームを担っていると言えるかと思います。中でも、この同会議では、健康長寿を支える新たなまちづくり、ものづくり技術の基盤となる基盤づくりや人材づくりが重要であるとの認識のもとに、関西全体での健康・医療データの連携・活用基盤を構築しようとしたしております。また、健康・医療とITの知識の両方を持つデータサイエンティストの育成などの検討を進めております。

国の研究機関移転により設置されました理化学研究所科学技術ハブ推進本部関西拠点がございますが、これを活かして、理研関西地区の各研究センターをはじめ、関西広域連合内の複数の大学、研究機関、企業、地元自治体等による産学官ネットワークをつくり、関西広域で産学連携、イノベーションが創出されるように支援していきます。

このように、関西広域連合では、産学官ネットワーク形成などの支援や特区制度の活用を通じまして、関西が国際的な研究開発拠点として一つになり、ポテンシャルを最大限に発揮することができるイノベーションの創出に尽力してまいりますので、これからもよろしくご指導お願いしたいと存じます。

○議長（横倉廉幸） 門川委員。

○広域観光・文化・スポーツ振興副担当委員（門川大作） 松岡議員のご質問にお答えします。

府県域を越えた広域観光についてであります。

関西広域連合では、広域周遊観光ルート、美の伝説を策定し、構成府県市がそれぞれで魅力の向上に取り組んでいる各地の観光資源を結び、広域的な周遊を展開しております。

また、IoTやICTの活用について、構成府県市では、例えば、ご指摘の京都府で位置情報活用イベントアプリを活用したスタンプラリーなどの取組を進められていたり、奈良県で奈良時代の歴史ストーリーを体験できるアプリを開発されるなど、それぞれの地域の実情に合わせた独自の取組が展開されているところでありますが、関西広域連合といたしましても、関西観光ポータルサイトであり、関西観光WebやKANSAI Free Wi-Fiにより関西全体の利便性向上を努めておるところであります。

このように、関西広域連合では、関西全体の観光振興を図っていく上で、ICTやIoTなどの新しい技術の活用は極めて重要で、また、有効であると考えており、現在、パブリックコメントを行っている関西観光・文化振興計画の中間案においても、急増する外国人観光客にしっかりと対応していくためには、こうした新しい技術について、観光客が安心して関西観光を楽しんでいただけるような活用方法の検討を行うことを掲げております。

具体的には、関西観光WebやKANSAI Free Wi-Fiを活用して情報発信の一層の充実を進めるとともに、各構成府県市が持つスマートフォンのアプリなどを活用した取組の中から、構成府県市の協力を得られるものにつきまして、関西広域連合で関西全域を対象に広げていくモデル的な取組を検討しております。

また、府県境の広域観光の推進につきましては、松岡議員ご指摘の奈良を中心とした天平文化や、山陰ジオパーク、琵琶湖疎水など、テーマや歴史性、ストーリー性に基づきまして構成府県市が取り組んでいるところであり、関西広域連合といたしましては、魅力を高めながら発信していく取組を新しい関西観光・文化振興計画に位置づけていきたいと、そのように考えております。IoTなど新しい技術の活用も図りながら、地域をつなぎ、

創造的に発信し、効果的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（横倉廉幸） 松岡 保君。

○松岡 保議員 今、本当に積極的なご答弁をいただきまして、関西、元々歴史もあって、そして、いろんな商都大阪、港湾都市神戸、また、文化や歴史の京都、さらには、いろんな産業がございますので、その素地を活かしていただくのはやっぱり関西広域連合がうまく連携をしていただく、そして、そのネットワークを取り持つていただく、そういう部署が必要だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

また、歴史に学ぶ広域観光ルート等にも早速取り組んでいただくわけですが、こういうふうに積極的に発信をしていただきまして、関西が東京一極集中から、やっぱり関西があるという、この力を示していただけたらありがたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（横倉廉幸） 松岡 保君質問は終わりました。

次に、井坂博文君に発言を許します。

井坂博文君。

○井坂博文議員 京都市会の井坂博文です。私は、民泊問題に絞って、京都の事例を紹介しながら質問いたします。

まず、先般、国会で成立した住宅宿泊事業法について伺います。

この法律によって、現在の許可制から届出制に変更され、これまで野放しになっている違法民泊を合法化し、旅館業法では、ホテル・旅館の営業が認められていない住居専用地域での営業を認めることになり、住宅での宿泊業が解禁されることとなります。法の対象が住宅であることから、住居専用地域でも設置、運営が可能と言われていますが、住宅といっても宿泊料を受けて人を宿泊させる事業であって、旅館業法上の事業と何ら違いはありません。家主不在で管理業者が管理している宿泊施設は、従来の旅館業の許可を受けて事業を行うのが筋であり、住居専用地域では設置不可とすべきであります。それ以外の地域でも家主常駐を基本とし、不在の場合でも管理者業者による24時間常駐を義務づけるべきであります。このような住宅宿泊事業法について、関西広域連合としてどのような見解をお持ちですか、まずお聞きします。

○議長（横倉廉幸） 門川委員。

○広域観光・文化・スポーツ振興副担当委員（門川大作） 井坂議員のご質問にお答えします。

民泊問題、住宅宿泊事業法についてでございます。

全国各地、特に多くの観光客が訪れる都市部において、違法民泊が激増し、周辺住民の皆さんの安心・安全が脅かされるなど、トラブルが生じております。こうした事態に対して、国においても、地方においても適切な対応が求められており、関西広域連合といたしましても、昨年12月、国に対して、新たな民泊制度の創設に当たっては、制度設計に当たっては地域の実情に応じた柔軟な対応が可能になるような制度設計を強く要望してきたところであります。

こうした状況のもとに、住宅宿泊事業法では、観光旅客の宿泊ニーズが多様化し、民泊が急増するその中で一定のルールを定め、健全な民泊サービスの普及を図ることを目的に制定され、本年6月15日に施行されます。

民泊を含む宿泊施設の状況は、住宅地の環境問題や施設の安全問題など、社会問題化している大都市部と、外国人等の観光客向けの宿泊施設が不足している地方部では大きく状況が異なっていると考えております。したがって、法の施行に当たっては、国土交通省、厚生労働省が施行令、また、規則等のパブリックコメント、意見募集を行い、その中において、議員ご指摘のさまざまな課題について市民的な意見も出ておりますので、それらについて、現在、ガイドライン等での具体的な取扱いを示されるということが予定されます。

したがって、そうした状況も踏まえながら、まずは府縣市、また、保健所設置市がしっかりと議会等で市民的な議論も含めまして、それぞれの地域の実情に応じて条例を制定し、適切に対策していく、そうしたことが大事である、このように考えております。

○議長（横倉廉幸） 井坂博文君。

○井坂博文議員 そうなんですよね。京都市におきましては、近年、簡易宿所が急増しております。この5年間で360施設、2012年から、1,916施設、2017年9月と5倍以上に増えています。一方で、旅館業の許可を取得していない違法民泊が横行しており、その取締りは急務となっています。昨年5月、京都市が行った民泊実態調査では、調査対象2,702件のうち、所在地が確認できた施設は1,260件、旅館業法上の許可が確認できた施設はわずか189件、7%という深刻な実態が明らかになりました。現在、京都市は、民間業者に調査を委託をして情報を集めていますが、2016年の推計で、110万人が違法民泊に宿泊し、その後もさらに違法民泊が激増しているもとで対策が追いついていないのが実情であります。

そのような中で、住民にとって違法民泊で生活の安全が脅かされているのみならず、旅館業の許可を得ている簡易宿所でも、帳場といっても段ボールで形だけになっているとか、対面での鍵の受渡しがないなど、生活環境を害される事態が生じております。京都では、宿泊者が住宅密集地の中にある民泊を訪れるために、夜中でもキャリーバッグを引いて細街路に足を踏み入れることで夜眠れないとの苦情が起きています。また、事業系ごみとして処理されなければならないごみが放置をされていたり、害虫の発生など、衛生上の問題も生じております。とりわけ、旧市街地の木造住宅密集地域では、住民が互いに生活音を抑えるなど、気を遣い合って暮らしているわけではありますが、連棟家屋での民泊に至っては、入れ替わる宿泊客が夜中まで大声で騒ぎ、隣人が注意しようにも言葉が通じず、事業者にも連絡もとれない状況の中で、隣家の住人が健康を害する事態も起きています。また、路地奥の民泊については、ひとたび火事が起これば、宿泊者はもとより、周辺住民の命も守られないという、防災上の重大な問題があります。住民からは、木の文化で暮らすことへの配慮をしてほしいと不安が強まっています。ある地域では、路地に並ぶ8件の家屋のうち7件が民泊となり、住民からは、地域を守れない、住み続けられないという声が上がっております。

また、事業主及び従業員不在で行われている宿泊業の問題としては、犯罪や感染症が発生した際の対応が遅れることが想定されます。こうした問題があるにもかかわらず、周辺住民への説明や住民合意のないままに建設や営業が行われ、トラブルの元となっています。住民説明会でなぜ静かな住宅街に施設をつくるのかと聞かれた業者は、日本人の生活を体験したいというニーズがあると説明していましたが、そこに住む人の気持ちは全く考慮さ

れておりません。住宅密集地における民泊には規制が必要です。

そこでお聞きします。衛生確保の措置や消防関連法の遵守、防火に万全を期すなど安全確保の措置、周辺地域の生活環境への悪影響防止措置を業者に徹底させること、また、利用者にルールを説明しても守られない場合には、業者が利用者に対して宿泊、利用を拒否できることを条例等に定めるべきであります。そのためにも人の常駐が不可欠です。この点についての見解をお示してください。

○議長（横倉廉幸） 門川委員。

○広域観光・文化・スポーツ振興副担当委員（門川大作） 住宅宿泊事業法は、健全な民泊サービスの普及を図ることを目的に制定されたもので、宿泊者の衛生や安全の確保、周辺地域の生活環境の悪化の防止が規定されており、さらに、消防法など関係の法令もあわせて、法令の遵守を徹底していくことは当然のことです。さらに、しっかりと地域住民に説明していく、説明責任を果たすことも極めて重要であると思います。京都市ではそうしたことも含めて、現在20人の専任体制であらゆる取組に全力を挙げているところではありますが、今後とも各地域の状況に合わせた取組が進められると思っています。

また、宿泊の拒否について、住宅宿泊事業法には宿泊の拒否を禁ずる規定はなく、また、大都市部と外国人旅行客に向けての宿泊施設が不足する地方部とでは状況が異なるために、法の趣旨や国の政省令、ガイドラインなどを踏まえまして、各府県や保健所設置市が地域の実情に応じて、そうしたことについて条例でどのような取扱いをしていくかどうか判断していくべきものと考えております。

○議長（横倉廉幸） 井坂博文君。

○井坂博文議員 そこで、マンションなどの集合住宅では民泊を禁止すべきであります。それは、自治体条例で制限できるのでしょうか。門川市長は、京都市長は、昨年8月の記者会見で、住居専用地域において、集合住宅の一室を民泊にすることは認めないと明言されております。自治体条例に集合住宅の民泊は認めないと書き込めば禁止できるのか、また、集合住宅、マンションの管理組合理約や総会及び自治会決議で民泊は認めないという決定をすれば有効になるのか、そこが鍵になります。法が宿泊業の促進に偏る余り、住民の安全や住環境を守ることを怠れば、住民がそこに住み続けられない。地域が守られないということになってしまいます。

そこでお聞きします。

違法民泊の実態把握と取締りの抜本的強化を図るために、国や自治体において体制の充実を図ること、自治体が業務停止命令や実効的な罰則規定を確保し、住民の生活環境を守る立場から、条例制定において営業日数や営業区域の設定など、上乗せや横出しの規定を設けることに国は制約をかけず、自治体の条例制定権、自治権を最大限尊重するべきであります。また、違法民泊の仲介業者については、業者登録や更新を認めない対応を認めるべきであります。見解をお聞かせください。

○議長（横倉廉幸） 門川委員。

○広域観光・文化・スポーツ振興副担当委員（門川大作） 我が国は法治国家であります。したがって、法令に定められた手続を遵守しない違法民泊を許してはならないのは当然のことです。同時に、法律を越える条例はできないわけです。そこで、条例の内容につきましては、法の趣旨や国の政省令、今後示されるガイドラインなどを踏

まえまして、各府県や保健所設置市が、その主体性において、地域の実情に応じて、議会でも議論され、万全を期していく、このことが極めて重要であると認識しております。現在、各府県の保健所設置市が実態調査等、指導を行っているところであり、つい先日も京都市におきましては、たび重なる指導に従わずに、違法な営業を続けていた業者が、京都市からの告発に基づきまして摘発されたところであります。法施行後も、それぞれの府県や保健所設置市において警察とも連携しながらしっかりと対応していくとともに、関西広域連合としても、今後必要に応じて国に対して適切な対応を呼びかけてまいると、そういうことにしていきたいと思っています。

○議長（横倉廉幸） 井坂博文君。

○井坂博文議員 ありがとうございます。地域の実情に応じた地域の対策ということでありますので、国の観光庁長官も自治体の判断に任せるとも発言しておりますので、今後、自治体での取組を期待していきたいと思っております。

終わります。ありがとうございます。

○議長（横倉廉幸） 井坂博文君の質問は終わりました。

次に、目片信悟君に発言を許します。

目片信悟君。

○目片信悟議員 滋賀県議会、目片でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

早速ですが、私からは、先ほどの松岡議員と若干、広域観光という面で関連をいたしますが、自転車を通じての関西を盛り上げたい、そういった観点から質問をさせていただきます。

昨今、地方創生の取組として、観光振興は一つの大きな柱となっております。そして、各自治体も観光振興については大変力を入れておられます。地方では、特に田舎のほうでは昼間人口と夜間人口の差が明らかに大きく、特に、昼間人口を増加するという事は地方では大きな課題となっておりますし、そういったことを含めて、宿泊など、滞在してもらえる観光産業というのは大変魅力あるものでございます。

私は、滋賀県議会議員初当選以来、自転車を通じて滋賀県の観光振興発展を目指すということをライフワークに、これまで当局に働きかけをしまいいりました。今さら言うまでもなく、体験型の観光プログラムは非常に魅力があると思っております。

皆さんは、「ビワイチ」という言葉を耳にされたことはございますでしょうか。まさしく、琵琶湖1周を自転車で走るといのがビワイチでございます。このビワイチ、今ではテレビや新聞、また、雑誌などで最近、目に、また耳にすることが多くなりましたけれども、ほんの5年ほど前までは今ほど有名ではありませんでした。

先般、連合議会議員の皆さん方には滋賀にお越しをいただき、2日目にバスにおいて琵琶湖周の一部ではありますけれどもご覧いただけたかと存じます。あのコースを走るわけでありまして。私は平成26年度に滋賀県でビワイチ体験者はどれくらいかとお尋ねをしまして、3,000人という数字を当局からいただきました。それが三日月滋賀県知事のご尽力もあってか、平成27年度には5万人、昨年度は7万人という方がビワイチを体験をされたということでございました。この3,000人という数字は大変マジックがございまして、今まで滋賀県は、ビワイチを体験した方に認定証を発行しておられて、その認定証の数が3,000人、私もこの当時、ビワイチをさせていただきましたけれども認定証はもらってお

りません。ですから、私はカウントをされないということで、多分それ以前の数字も数万人という方がこのビワイチを体験されたというふうに今思っております。

今では、ビワイチに限らず、自転車というツールは大変注目をされ、関西広域連合においても、先般、お示しになった関西観光・文化振興計画中間案において、スポーツ・ツーリズムの中ではっきりと示しておられます。また、自転車利活用推進法が昨年12月に成立し、来年度には自転車活用推進計画が策定される予定になっております。

こうした背景を踏まえ、以下お聞きしたいと思います。

私は、滋賀を自転車の聖地にしたいと強く思っておりますが、ただ、滋賀だけがそうなくても意味がないというふうに最近思うようになりました。例えば、しまなみ海道、これは広島県と愛媛県を結ぶルートですが、今では大変人気がございます。大勢の観光客、インバウンドの方も含めてお越しになっておられます。これを受けて四国では、四国全域でサイクルツーリズムを推進しようという動きもございます。

また、静岡県においては、2020年のオリンピック・パラリンピックを見据えて、これもまた自転車王国を目指すというような記事も最近発表されております。関西が遅れをとらないためにも、関西全体で、例えば、ぐるっと関西サイクルロードなるものを設定すると提案したいと思います、見解を伺います。

次に、やはり自転車の利活用となりますと、自転車関係団体、また、自転車メーカーとの連携が欠かせないと思います。振興計画を推進する上では大変重要であると思います。現に滋賀県では、台湾の大手メーカー、ジャイアントと提携をするなど、自転車振興に力を入れておりますが、今後こうした連携についてどうお考えになるか、見解を伺います。

私も実際にさまざまな町のサイクルロードを走ってまいりました。しまなみ海道をはじめ、先日はツールド佐伯、大分県ですけれども、開催されるコースなど、そういったものを走らせていただきましたが、やはりソフト・ハード両面からきちんと整備されております。ハード面での整備について、今すぐにどうこうなるとは思いませんけれども、関西全体として共通した意識が各構成府県市だけでなく、府県下の自治体にも必要だと考えます。こうしたそれぞれの府県下の自治体との情報共有や連携について、どのようにお考えか見解を伺います。

現に、私の地元、大津市と京都市の間に琵琶湖疎水というものがあり、先ほど松岡議員もお触れになられましたけれども、両市において、今、疎水の通船事業について進められております。私はこれに自転車を積めないかということをお先日、大津市長に申し上げました。もし自転車を活用するならば、さまざまな事業について自転車をどのように組み込めるのかという視点を絶えず持つということが大事であると考えております。先ほどの広域観光においても、それぞれの府県域をまたぐというお話がございましたけれども、やはり、例えば、鉄道に乗せるのも今、自転車は輪行という形で、自転車をばらして袋に入れて運搬をするということが主流ですけれども、そのまま自転車を列車に積み込んだり、また、バスに積み込んだり、そういったことができる、より幅の広い観光振興が図れるのではないかと考えております。

関西の中には、まだまだすばらしいコースとなるところが数多くあると思います。そこで、関西広域連合推奨、再来（さいくる）、この再来というのは再び来るというふうに当て字を書きまして再来（さいくる）ロードマップ、これは、今の先ほど申し上げた、関西、

ぐるっと関西サイクルロードも含めて、それぞれの構成府県市のお勧めのサイクルロード、また、こういった皆さん方に訴えたい、こうして広めたいという、そういったものを集めて再来ロードマップというものを作成してはどうかと思いますが、見解を伺います。

私は、この自転車、新たに3Kと今、私自身は呼んでおります。健康、環境、そして、教育に大きな役割を果たすと思っておりますし、また、別の意味で体験型の観光ツールとしてのポテンシャルも非常に大きいというふうに思います。

また、少し話は飛躍をいたしますが、これからカジノ構想の議論も進む中で、現在も各自治体が施行されている競輪事業に自転車というよしみで外国人観光客を誘客できないか。先ほどのロードマップに競輪場を組み込めば、競輪事業もひよっとしたらもう少し活性化していくのではないのか、というようなことも思っておりますが、そういったことで自転車の活用、いろいろとこれからも考えていかなければならないというふうに考えております。

また、加えて、以前ビワイチコースを走っておられるサイクリストから、そしてまた、自動車を運転されるドライバーから双方指摘されたのですが、例えば、自転車に乗っておられる方からすれば自動車ドライバーに、また、自動車を運転されている方からすればサイクリストたちに、それぞれマナーとルールを守ってほしいとのご指摘がございました。道交法の改正により、車道を走る自転車が以前に比べ格段に増加し、交通事故への懸念が広がる一方で、そうした注意喚起や啓発が十分行われていないのではとの指摘であり、せめて関西広域連合として、構成府県での免許更新時に行われる講習等で、自転車に係る事故を減らす目的で、今以上の注意喚起及び啓発ができないのか、見解を伺いたいと思っております。

○議長（横倉廉幸） 門川委員。

○広域観光・文化・スポーツ振興副担当委員（門川大作） 目片議員のご質問にお答えいたします。

自転車を通じての関西観光振興についてでございます。

日本を訪れる外国人旅行客のニーズが多様化し、モノ消費からコト消費へと変化していく中、ワールドマスターズゲームズ2021関西に向けて、関西で外国人観光客にもっとスポーツを楽しんでもらいたいという考えから、現在改定作業を行っている関西観光・文化振興計画の中間案においても、スポーツ・ツーリズムの推進を大きな柱として位置づけております。

目片議員ご指摘のサイクルツーリズムは、滋賀県の琵琶湖一周ロングライド、京都府の海の京都TANTANロングライドなど、関西でも各地で大変多くのイベントが実施され、大好評でございます。また、琵琶湖よし笛ロードをはじめとする自転車専用の道路が各府県で整備され、サイクルロードマップの作成も進んでいること、さらに、欧米だけでなく訪日客が大変多い台湾でも自転車の人気が高いことなどから、今後のスポーツ観光の中心になると考えており、関西観光・文化振興計画の中間案においても明記しているところでございます。

まず、関西全域でのサイクルロードの設定については、広域連合でのハード整備や安全確保ということについては難しいことから、京都府と奈良県の連携による自転車周遊マップや、目片議員ご提案の再来、再び来るマップなども参考にしながら、関西各地で開催さ

れる自転車イベント等の情報を集めまして、関西観光本部が海外で実施するプロモーションでのPRを図ってまいります。また、関西観光ポータルサイトであります関西観光WebやKANSAI Free Wi-Fiの情報発信機能をしっかりとして活用し、構成府県市の情報との連携をより充実させるなど、関西のサイクルツーリズム情報の積極的な発信に努めてまいります。

次に、自転車関係団体や自転車メーカーとの連携についてでございます。関西では堺市において自転車産業が大変盛んであり、世界的な自転車メーカーもあることから、今後、関西広域連合がサイクルツーリズムに取り組むに当たりましては、関西観光本部とも積極的に連携し、関西の自転車メーカーや自転車団体と有機的な、さまざまな連携を図りつつ進めてまいりたい、このように考えております。

それから、サイクルロードなどのハード面の整備については、構成府県市の関西各地の市町村が地域で開催されるイベントなど、ソフト事業との連携を図りつつ整備されていく、これらについても連携していきたい、このように考えております。そして、関西の自転車観光に関する機運を高めることにより、自転車観光に関する環境整備に前向きに取り組んでいただける自治体を増やしてまいりたい、このように考えております。

結びに、自転車の交通安全に対する注意喚起や啓発については、目片議員ご指摘のとおり、サイクルツーリズムの推進とあわせまして極めて重要であると認識しております。既に滋賀県では、自転車安全利用指導員を委嘱され、ビワイチ参加者への啓発等を行っておりますが、また、滋賀県を含む7つの構成府県市において、自転車の安全な利用を促進する条例の制定、さらに保険の義務化などの取組も進んでいるところであります。交通安全教育を推進するなど、自転車に係る事故を減らす取組がそれぞれの地域で進められております。今後、関西への観光客増加を目指す観点からも、各構成府県市にあらゆる機会を捉えまして、府県市において主体的に取り組んでいくと同時に、自転車運転者に対する注意喚起を行っていただくようお願いし、広域連合としても連携を深めていく、そうした取組を進めてまいります。

○議長（横倉廉幸） 目片信悟君。

○目片信悟議員 ありがとうございます。私もビワイチ、今申し上げたんですけど、三日月委員は、自らも自転車に乗って琵琶湖を1周された。三日月委員は1泊2日ですけど、私は1日で回らせていただきました。大変200キロという距離を走るにはさまざまなやっぱりハードルがございます。そういったことも含めて、実際走られてこそわかることというのが当然あって、そういったことが政策として積み上げてこられて、今ビワイチというのがちょっとずつ名前が知れてきたのかなというふうに思っています。

井戸連合長がいらっしゃるのあれですけど、実はアワイチを今度やろうかなと、淡路島1周、あれが170キロぐらいだというふうに聞いておるんですけども、今大体日本で昔からツーリストの中で、サイクリストの中ではビワイチ、アワイチ、サドイチという、この3つを回るとというのがだいたい主流やというふうなことで、最近はそれに加えてしまなみ海道ということで、今、大変自転車というのが健康とか、環境にいいということで非常に注目をされている。先ほどの松岡議員のご質問にもありましたが、アプリなんかを自転車につけて、それこそ観光地を誘導するようなそういった取組があれば探さなくてもそれぞれの府県が推奨される観光地へ導いてくれる、そのために車で行くともう一つ駐車場

の問題とか、いろんなことで手間取ったりするんですけど、自転車ですと非常に走りやすく、観光もゆっくりとできるということで、そういったことも含めて、広域の観光というものを広域連合で何とかひとつ形をつくっていただきたいということで、今回質問をさせていただきました。それぞれ先ほどご答弁がありました、再来（さいくる）マップができれば、私もぜひそれを参考にしながら、関西広域連合のそれぞれの名所を回らせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。終わります。

○議長（横倉廉幸） 目片信悟君の質問は終わりました。

次に、森 礼子君に発言を許します。

森 礼子君。

○森 礼子議員 皆様、こんにちは。和歌山県議会の森 礼子でございます。議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

「空青し、山青し、海青し」文豪、佐藤春夫は和歌山をこのように詠みました。私のふるさと和歌山県は、世界遺産、紀伊山地の霊場と参詣道をはじめ、日本遺産の和歌浦や鯨、ジオパーク、世界農業遺産の梅、今から旬を迎えるみかん、そして、いまや世界的ブームとなった日本食の味のルーツ、みそ、しょうゆ、かつおぶしなど、発祥の地となり、自然や歴史、文化に満ちあふれています。

私は、テレビドラマの暴れん坊将軍の主人公としても有名な徳川吉宗公が一体どんなものを食べていたのかを調べています。そして、それを再現し、和歌山に行ったら、紀州の殿様料理を食べよう、和歌山へ殿様料理を食べにいこうと言われるぐらいの観光の名物になるような活動をライフワークとしています。

そこで、まず地産地消の取組について質問いたします。

先ほど和歌山の食の自慢をいたしました。が、広域連合の府県は、太平洋から日本海まで気候、風土、地理的条件、暮らしぶりがとても多様で、山海の珍味がたくさんあります。あれも食べたい、これも食べたいと考えるだけでわくわくいたします。

広域連合では、地産地消を推進するため、関西広域農林水産業ビジョンを策定し、平成25年度に「おいしい！KANSAI応援企業制度」を設け、現在、74施設が登録されています。しかし、登録条件は社員食堂を有する企業等であり、もっと多くの人に関西の産物を食べていただくために、私は、ホテルの登録などの広い視点が必要だと考えます。例えば、政府の訪日観光客の消費調査などでは、日本食や日本酒を味わうことが最大の楽しみとされており、関西を訪れる外国人に関西でとれた野菜やお魚、お酒を楽しんでもらうことはおもてなしの一番の方法であり、農水産物、食品の輸出にもつながる今後の農業戦略であると考えます。

また、病院など医療法人の登録がありません。地場産の農林水産物を使用したおいしい病院食の取組はいかがでしょうか。残念なことです。が、病院食ではあまり食が進まなく悲しい気持ちになるという声を耳にいたします。一日中病院で過ごす入院患者にとって、本来は3度の食事は至福の時間だと思います。病院食は目で楽しみ、味わい、幸せをいただき、心から元気になる源であるべきだと思います。緩和ケアなどの場合、残された時間を大切に、幸せを感じる特別なお食事でもあります。病院食は、入院患者一人一人への対応の必要性から、かつては管理栄養士の指導により病院内で調理されていましたが、調理法の改善やコストの点から、外部へのセントラルキッチンへの移行や外部委託が進んでいます。全国

の公立病院では、経営効率化の最も安易な方法として病院食の外部委託が進み、ある調査では、外部委託は現在約60%、その多くは全国の手給食会社が受注しています。落札の決め手は価格であり、その食材は中国をはじめ、全国の工場で生産された冷凍加工食品が多く使われています。また、大手の中には利益を追求する余り、過去には事故米や汚染食品問題を起こしたこともございました。

食事は空腹を満たすための単なる栄養捕食ではございません。例えば、和歌山県立医科大学附属病院では、病院食の業者の選定では地産地消に努めることを要件にしています。病院食にふるさとの旬の食材を供給することは、新鮮さや安全の確保、喫食率の向上や患者の心身の健康増進にもつながります。

以上のことから、「おいしい！KANSAI応援企業」にホテルや病院の登録を促してはとありますが、副連合長のご所見をお伺いいたします。

次に、関西広域連合内での花いっぱい運動についてお伺いいたします。

関西の農業の特色として近郊農業が挙げられますが、多くから花きの産地が多く、農家やJAが花きの消費拡大のためにいろんなことに取り組んでいます。また、国では、平成26年に花き振興法を制定し、花きの生産者の経営の安定や花きの加工及び流通の高度化、輸出の促進、公共施設、まちづくりにおける花きの活用等の措置を講じ、花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の現実を目的とすることとなりました。

花はながめて、ただきれいというだけでなく、香りや手ざわりが優しく、人の心をなごませてくれます。好きな花を生活空間に飾るだけでも生活に潤いを与え、心を優しく癒してくれます。特に女性にとって花を贈られるということは本当にうれしいものであります。平成27年和歌山県で開催された「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会」では、花を使ったおもてなしが大成功へと導いてくれました。

和歌山県では、未来を担う子供たちに一生の思い出を残すということで、情操教育の一環として、JAグループ和歌山の協力をいただきながら、県内の小学生に選手の数分のブーケをつくってもらい、全国の選手にプレゼントをし、閉会式に花を咲かせました。私も子供たちと一緒にブーケを一生懸命づくり、楽しみました。

また、多くの幼稚園や学校などで参加していただき、子供たちが心を込めて育てた花で競技会場や道路を飾り、花いっぱいの和歌山で気持ちよくお迎えいたしました。人は花を愛し、癒されます。そして、花で気持ちを表現いたします。古来ネアンデルタール人は、死者に花を手向けたという説もあり、きれいな花に心が動かされるということは人間の根源的な性質なのかもしれません。

そこで、花きの消費拡大のため、広域連合域内で開催されるイベント等で華やかに、華麗に、もっと花のおもてなしができないものでしょうか。とりわけ来るラグビーワールドカップ2019、ワールドマスターズゲームズ2021関西などイベントの運営において、ビクトリーブーケやウエルカムフラワーなど、お花を活用できないものでしょうか。副連合長のご所見を伺います

次に、一つの取組をご紹介させていただきます。

和歌山県の中部、御坊市や日高郡は、海沿いの温暖な気候を生かした花き栽培の盛んな園芸地帯です。特に、スターチスは日本一の生産量を誇っています。スターチスの花言葉は変わらぬ心だとされています。JA紀州青年部、名田支部の青年たちは、日本一のスタ

一チスをもっともっと全国に広めたいという思いで、母の日参り運動ということを始めました。それは、彼らが食の教育の一環として、地元の小学生を対象に、野菜の栽培や収穫体験をした後の反省会で、一人の青年部員の発言から始まったと聞いています。当時、親が子供を虐待死させる事件が相次いでいたこともあり、おかしい、家族愛が足りていないという一言に皆が反応し、さまざまな意見が交わされました。集まった若者の多くが花を栽培する農家であったことから、花を通じた、花を愛する運動で社会を変えていきたいという目標を立てられました。この目標を達成するために、彼らは、3つの条件を考えました。1つは、よりたくさんの方が理解し、共感してもらえるようなストーリー性を持たせること、2つ目は、自分たちだけでなく、花業界全体の活性化につながる活動であること、3つ目は、自分たちでできることでした。

ストーリー性については、愛を語る日として、母の日に着目し、変わらぬ心というスターチスの花言葉が生きてくることを考えました。花業界の活性化については、母の日はこれまでもカーネーションをはじめ、花を贈る習慣がある日ですが、最近は花の代わりに品物を贈る人が増えている傾向にあることから、墓参りをPRすることで、花の消費拡大につながると考えました。そして、自分たちで栽培した花を持ち寄って活動に使用することに決めました。早速、母の日の前日、JR和歌山駅前ではメッセージカードを添えた花束の無料配布を行いました。受け取った人からは、家族愛という視点からの行動に興味を持たれた方が多かったそうです。また、東日本大震災の被災地で仮設住宅にお住まいの人に小さなぬくもりをお届けしようということで、いろいろな方のご協力を得ながら、福島県に1,000の花束を届けることができましたそうです。

こうした彼らの花で愛を語り、社会を変えていこうという一言から始まった地道な活動がJAの組織の中で認められ、東京で開催されたJA全国青年大会で近畿代表としてこの母の日参り活動実績を発表いたしました。もちろん自分たちの栽培するスターチスなど、花の消費拡大や花業界、そして、地場産業の活性化を目指したものではありませんが、今、悲しいニュースが多く報道される中、花を通じて家族のつながりを深め、伝えていこうとする考えは私も共感するところが多くありました。

毎年決まった日に、決まった時期に贈り物をする習慣がいつの間にか生活に溶け込んだ例としては、クリスマスや母の日、バレンタインなどがあります。このような習慣が年中行事の中に組み込まれるまでには恐らくさまざまな関係者の長年にわたる努力の賜だと思えます。大変な困難なことですが、毎年5月の母の日に域内で栽培される花を手にお墓参りをする母の日参り運動が域内、そして、全国に広がっていけばどんなに素晴らしいことでしょう。

このJA紀州青年部の母の日参り運動を広域連合でも力を入れて推進し、人の心を育みながら、また、花の地産地消の拡大と連合域内の花きの利用促進につなげていけばと考えますが、副連合長のご所見をお伺いいたします。

最後に、ドクターヘリについてお伺いいたします。

陸路では物理的に不可能だった時間の壁を突破し、ドクターヘリの救急によりたくさんの命が救われています。平成28年度の出動回数は、3府県ヘリ、大阪府、兵庫県、徳島県及び京滋ヘリの5機、合計で3,610回となるなど、救急効果に大きく寄与しています。現在、域内のドクターヘリの運航は1社1機種体制であり、機種はユーロコプターEC135

のみです。機体に不具合が生じた場合は防災ヘリの代行で補うこととなっていると聞いています。しかし、運航会社の倒産などのトラブルや当該機種にリコールのような問題が生じた場合、全ての運航が不可能となってしまいますが、そのような状況ではどのような対応を考えているのでしょうか、飯泉委員のご所見をお伺いいたします。

○議長（横倉廉幸） 仁坂副広域連合長。

○副広域連合長（仁坂吉伸） まず、地産地消の取組についてお答え申し上げます。

広域連合における地産地消の取組開始に当たりましては、構成府県市といろいろ議論をいたしました。もともと地産地消というのはそれぞれの狭い地域で頑張っておられるというところが多くて、それは市町村もあるし、都道府県もあるということでございます。そういう熱心なところほどこだわりがあって、よそのところのやつよりも自分のところのと、こういうのが強くございます。どうしてもこういう問題というのは重ねてやっていくということになりますので、広域連合でお互いに交換をしながらやっていくのはどうかという議論については、一筋縄では議論が収束しませんでした。したがって、意見が一致したところということで、一つは、企業の、協賛企業の社員食堂その他というようなことをやっていったわけでございます。

議員お話のホテルでの食事とか、あるいは、病院での病院食とか、そういう点については極めて魅力的なお話で、私はいいと思うんですけども、今のようなお話をどのくらい説得できるかという議論になっていくと思います。そういうことから、今後、構成府県市ともよく相談をしてみたいと考えております。

2番目に、花の話でございますけれども、広域連合の域内では、それぞれの花地域がございまして、和歌山県のスターチス、兵庫県のカーネーション、あるいは、大阪府の小菊など、多種多様な花がそれぞれの地域で特色を持って生産されています。

イベントでの花の利用事例としては、和歌山県では、ご指摘のありましたような、「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会」での取組に加えまして、テープカットでの県産花き利用とか、県農林水産業賞の表彰式での花の贈呈とか、県が行う行事には結構花の活用をしております。

関西広域連合全体としては、もっと大きなイベントがたくさんこれからございます。ラグビーのワールドカップ2019とか、ワールドマスターズゲームズ2021関西は、国内だけではなくて、海外の方々もみんないらっしゃるということでございますので、域内の花きをPRする絶好の機会であると考えます。

両大会での花きの利用については、今後、まだまだこれから詰めていく話なんですけど、組織委員会で検討されるわけでございますので、広域連合での取組について構成府県市とよく相談しながらお願いをしてみたいと考えております。

次に、母の日の母の日参り運動、これは、ご指摘のように、JA紀州青年部が発案したものでございまして、大変立派な考えだと私たちも考えております。和歌山県では、これをお助けしようと、盛り立てようということで、花き生産者やJAとか、そういうものと一緒に、行政も加わってプロジェクトチームを組織化しまして、消費者へのPRをはじめ、全国の市場や小売店などの流通業界への働きかけをしてきました。同時に、全国の花の生産県に呼びかけまして、現在23道県、域内でいいですよと4県へ取組が広がっております。

今後、広域連合でもこのような取組がもっと広がるように、構成府縣市とともに努力を
してまいりたいと考えております。

○議長（横倉廉幸） 飯泉委員。

○広域医療担当委員（飯泉嘉門） 森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ドクターヘリにリコール問題、あるいは、機器の不具合など発生した場合の対応について
ご質問をいただいております。

関西広域連合のドクターヘリに使用しているユーロコプター式E C 135についてであり
ますが、日本国内で導入されているドクターヘリ51機中47%に当たる24機、また全世界で
も約半数で使用されているところでありまして、機体の発売開始から約20年以上が経過し
ているところでありまして、これまでに大きな不具合はなく、安定的な運航が行われてい
るところであります。

また、関西広域連合のドクターヘリ全てで同一の機種、これを使用しているメリットと
いたしましては、ヘリは機種毎に操縦免許が異なるため、同じ機種のほうが代替パイロ
ットの確保が容易であること、別の機体による代替運航が必要となった場合でもパイロ
ットがスムーズに操作できることなどが挙げられます。

しかしながら、議員もご指摘のとおり、万一この機種自体に構造的な欠陥があった場合
などの代替手段の確保につきましては、安定的な運航体制を維持する上で大変重要な課題
の一つであると、このように認識をいたしているところであります。

関西広域連合では、出動要請が重複した場合や大規模災害時の対応のために、近隣県の
ドクターヘリとの相互応援体制を構築しているところであり、このうちE C 135とは異なる
機種を使用している高知県や岡山県、また、島根県などの県に対し、応援要請を行うこ
とに加えまして、構成団体の消防防災ヘリをドクターヘリの運用に専従させるなどの対応
を組み合わせることによりまして、万一の事態に対応したいと、まずはこのように考えて
いるところであります。

また、今後同様に異なる機種を保有する岐阜県とも応援協定の締結を進めるとともに、
運航会社に対しましても、今後の導入が決まっている異なる機種の優先的な代替使用を要
請するほか、来年度以降のドクターヘリ運航委託のプロポーザルの要件といたしまして、
ドクターヘリに使用可能な複数機種の保有、また、他の運航会社からの応援体制の確保な
どの追加を検討したいと考えているところであります。

こうしたさまざまな手段を通じまして、ドクターヘリの安定的な運航体制の確保を図り、
安全・安心の4次医療圏・関西の実現に、しっかりとつなげてまいり所存であります。

○議長（横倉廉幸） 森 礼子君。

○森 礼子議員 前向きなご答弁をいただきました。ぜひ実現に向けて形に評価されま
すように、各構成団体等でしっかりと協議を進めていただきたいと思います。

また、花き振興法の目標の一つであった公共施設に花を活用して、心豊かな国民生活実
現とありますが、ぜひ関西広域連合内の公共施設にはもっともお花を飾っていただい
て、花きの推進に力を入れていただきますよう、要望をお願いいたします。

最後に、和歌山県においても、先ほどの目片議員の質問にありましたように、同県では、
サイクリング王国和歌山と題しまして、すばらしいコースを推奨してお待ち申し上げてお
ります。来年3月には、第2回のサイクリングフェスタを用意しておりますので、ぜひ目

片議員はじめ、皆様たくさんお越しいただきますようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。これで終わります。

○議長（横倉廉幸） 森 礼子君の質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開は2時45分といたします。

午後2時33分休憩

午後2時45分再開

○副議長（中川貴由） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川田 裕君に発言を許します。

川田 裕君。

○川田 裕議員 奈良県議会の川田でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。時間が限られますので、端的にお聞きしていきたいと思っております。今回の質問内容は、前回の質問に関連して、関西創生戦略の目標経済成長率の達成についてをお聞きいたします。

まず、1点目は、留保財源の減少についてお聞きいたします。

関西広域連合の関西創生戦略の経済成長率について、国の経済成長率を上回るものを目指すと、本年3月の定例会で見解が示されました。しかし、それを目指すには、関西創生戦略の強固な方針をもってしても達成は容易ではありません。まして臨時財政対策債頼りの財政構造から考えれば、地域創生を行うには地方財源の獲得は重要であり、最低でも留保財源の縮小は避けなければなりません。しかし、関西広域連合の府県の合計の財政推移を確認いたしますと、標準財政規模は右肩上がりであり、臨時財政対策債の交付税措置は基準財政需要額で措置はされているものの、マクロ、すなわち地方財政計画の額が増大しない構造から、実質は自己賄いと受けとめられる計算も示唆されております。このような財政構造から、最低でもこれ以上の留保財源の減少は避けられない状況ではありますが、関西創生戦略の目標達成について、留保財源確保の関西の地方公共団体の指針について、関西広域連合としての見解を連合長にお伺いいたします。

次に、2番目の質問として、公務員の給与引き上げの適正化についてを端的にお聞きいたします。

平成28年度決算において国の税収は減少しており、地方における税収も減少しております。その中で、各団体の人事委員会は公務員給与の引上げを勧告しておりますが、住民や法人の所得が減少する中で、公務員の給与引上げは理解を得ることは難しいと思えます。先に述べた留保財源の減少や臨時財政対策債の発行により借金体質になっている中で、純粋な留保財源の確保は重要であり、優先順位の問題でもあります。住民の税収が減少した中で、公務員の給料を引上げる行為について、関西広域連合としての見解を連合長にお伺いいたします。

壇上からの質問を終わります。

○副議長（中川貴由） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 川田議員のご質問にお答えいたします。

まず、留保財源の減少についてのお尋ねがありました。

関西広域連合の事業運営は、構成団体の安定的な財政運営の上に成り立っています。構成団体における地方一般財源の確保や財政健全化は基本であります。

各構成団体においては、既に経常経費の検証、見直し、効率的な財政運営などを積極的に進められ、財政の健全化に向けた取組を行っておられます。また、それぞれの財政状況に配慮しながら優先課題に取り組まれていると認識しています。

広域連合では東京への一極集中を是正し、地域の特性に応じた地域課題の解決を図り、関西圏域の活力を取り戻すため関西創生戦略を策定しました。この戦略では、関西としての広域的な取組や、広域連合が連絡調整する取組を積極的に実施して、関西全体として国の経済成長率を超える成長を目指しているものであります。

ご指摘のように、地方が独自の施策を展開できるように交付税の歳入の算定上、税収の25%が留保財源として確保されていますが、税収は変動することがどうしてもございます。最近5年間は微増ではありますが増加を続けております。これらを一般財源ベースで見えますと、臨時財政対策債は交付税の肩代わりですのでこれも入れる、それから、減収補填債は、ご案内のように交付税で見込んだ収入が下回った場合にその差額を発行できるわけでありまして、これも含めて考えてみますと漸増している、若干ではありますがここ5年間で増加が続いているという状況になっております。これは、微増なのでありますが、これは国が一般財源総額にキャップをかけています。例えば、平成30年度の地方財政対策についていうと、平成27年度の地財対策の総額を上回らないことを原則とするというふうになっています。

それから、地方財政計画を比較してながめてみますと、平成20年から29年までで、一般行政経費は一応単独事業費の額でありますけれども、8.5兆円増えているのでありますが、これは全部補助分が8.2兆円増えているわけでありまして、地方単独分は実は2,000億円しか増えていないという実情でありまして、結局、総量は社会保障でありますけれども、社会保障につき合って、自分の単独事業はほとんどやれていない、追加的な対応ができていないという実情にあります。

投資的経費のほうは、極端に見直しが行われましたので、総額で3.4兆円減っているのですが、地方単独分は2.7兆円の減ということになっております。

そういうふうに推移を見てみますと、やはり地方単独分の財源措置が横ばいか、投資的経費では減少をさせられている。したがって、その分だけ地方の自由度が制約されているということは言えようかと思えます。したがって、広域連合といたしましては、このような安定的な地方財源を確保するために、国と地方との税源配分の見直しやバランスのとれた税制の構築など、地方一般財源総額の確保について、広域連合として国への提案要望も今後とも行ってまいります。

続いて、給与財源に関連して、給与改定に伴います取扱いについてのご質問がございました。

給与の決定原則が地方公務員法に規定されていますけれども、国や地方との均衡も前提にしながら、民間給与との格差を是正していく、いわゆる民間準拠をベースとしております。そのために、人事委員会におきまして、民間企業の給与水準を調査をいたしまして、比較をさせていただいています。その比較に当たりましては、年齢とか、学歴ですとか、あるいは、規模ですとか、できるだけ公務との均衡を図りまして、格差の算出をいたしております。これは、人事院の調査とあわせて、人事委員会が調査をしているものでございます。したがって、給与の決定原則上、この格差を埋めていくという勧告がこの3年

ほど続いているものでございます。

一方で、給与は、給与総額は定員と給与の単価で決まるわけでありまして、本県などもそうでありましてけれども、行財政構造改革などの試みで、定員を減らしまして、給与総額の抑制を図るといった措置をとられている府県が多いのではないかと承知しております。今後とも、各府県におかれまして、それぞれの行政ニーズを十分踏まえながら、効率的な執行体制を整備していく、その努力を重ねられていかれることを我々としても応援をしていきたいということで思っております。

○副議長（中川貴由） 川田 裕君。

○川田 裕議員 丁重なご答弁ありがとうございました。参考資料のほうもちょっとつけさせていただいたんですが、各団体の数字はちょっとどうかと思いましたので、まとめて作成させていただきました。特に、今回言いたかったのが、その資料でいいます、一番最後のページなんですけど、臨財債を除けば、臨財債も基準財政需要額の中に算入はされておりますけれども、それを、これはあくまでも借金ですので、借金ということは交付税措置があるといいますが、交付税額が伸びなければ、30年償還ぐらいでだいたいこの団体もやっていますが、総務省、国から入るお金というのはだいたい25年償還ぐらいの計算で交付税措置がなされていますので、そのギャップについては本来基金とかには貯めていかないといけないと思うんですが、それ自体もない団体も多いということで、結局、これは世代間負担の不公平性を生んでしまっている状態にも示唆できるということなんです。

そのうち、ちょっとこれは今この表には出していなかったんですが、地方税、いわゆる一般財源プラス臨財債、これは今、連合長がおっしゃっていました。これを一般財源と考えた場合、その中から標準財政規模を引きまして、今、留保財源と言われております地方税の獲得、これが4分の1、約25%ですから、この額を引いていきますと、だいたい留保財源と、いわゆる実際に自由に使えるお金がどれぐらいの差かという計算が成り立つわけですが、実際にこれは平成13年度以降から、いわゆる4分の1の金額を上回っている年というのは関西広域連合をこれを仮に一例とさせていただきますと、平成15年、平成16年、平成17年のこの3カ年度しかないんです。あとずっとやっぱり大きく一般の財源、留保財源と言われる財源に食い込んでいくというのが今の現状でございまして、これは住民側から言わせていただきますと、いわゆる払っている税金は同じなんですけど、いわゆる自分たちに自由に使われるお金が減っていくと、標準財政規模以外のお金ですね、が減っていくということになりまして、その中で、昨年度、平成28年度の国のいわゆる税収も減少しています。そういった中で、これは給料を、公務員給料を上げていくのもおかしいじゃないかという問題もあるんですけど、ちょっとそれは2番目の問題なので、1点目に関しまして、まず交付税という税できていますので、税というのはもちろん地方公共団体の自主財源の確保と国への財政的依存性の減少が求められますので、それについて、今、臨財債を発行したままの形ですとずっといくということは健全ではないのは誰もがわかっている話だと思うんです。そこで、やっぱり国に対しても、もうこの臨財債をやめて、やはり特定の税率を醸成させた財源の獲得ということで、関西広域連合として強く申し出ていく必要があるのではないかと、このように考えるわけですが、その点のまず1点目、連合長のご見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（中川貴由） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 川田議員の資料でも、一般財源プラス臨時財政対策債の加算した数値を時系列で見えていきますと、漸増傾向にあるということは間違いのないと思います。私も先ほど答弁いたしましたように、臨時財政対策債は、交付税原資が足りないがために発行されているものでありますので、臨時財政対策債を一般財源には加算させていただいて、ご答弁をさせていただきました。

ただ、いいことかといいますと、今年度、交付税の算定上、100%算入されるとはいいますが、よくいえば、交付税が将来交付税財源が、日本経済が比較的回復して税収が増えて、そして、その税収に伴う交付税財源が増えて、そして、その償還ができるようになればそれはハッピーなのでありますけれども、将来見通しとしてはそういう経済状況はなかなか難しい。特に収支均衡をさせるのも2年ほど遅らせようというような今回の見通しでありますだけに、我々としてはご指摘のように、交付税率の変更を含めた現ナマできちんと措置をしろということ強く要請をさせていただいております。ただ、いつものことではあります、背に腹はかえられない、ないものはないんだという決着が今までも行われてきておりますので、全面解消はなかなか難しい。できるだけ縮減を図っていくという基本姿勢を少しでも示していただくことを期待したい、このように思っております。

もう一つつけ加えますと、交付税の不足額にすぎませんので、基準財政需要額の算定を抑えられることが一番困るんです、私どもにとりましては。ですから、需要額の算定はきちり地方の需用に合わせて算定しろ、財源はちゃんとお国は責任があるんだから確保せえと、こういう要請をさせていただいているところでございます。

○副議長（中川貴由） 川田 裕君。

○川田 裕議員 要請をいただいて長い期間どこの団体も同じような要請はなされていたと思うんです。だけど、現実には借金体質になった上で、今の地方行政団体が成り立っているというのも現実なんです。普通、交付税の中に算入されるといいますが、交付税というのは元々放免制度といいますか、財源足らない分、画一的な行政の今だったら法定事務というんですか、こういったものをやるものに対しての財源確保の上で税として交付をしていたものでありますので。だから、ただ今は完全に赤字地方国債のような形になってしまっております。それは今の租税法の体系からいっても、それは今の法的に考えてもこれはちょっと本当は適正ではないと、このように考えるわけです。法律で定めていますので違法ではないと思うんですが。ただ、自主財政主義ということで、やっぱり自らの財政を自らをもってその年度、世代間構成も租税法の中にはありますから、そういったものをきちりやっていく必要があるわけです。

今、微増をなされていると言いましたけど、これはやっぱり税収も当然上がっているところは若干リーマンショック以降はございますが、現実でもこれは臨財債をかなりの額を今借りてきたという現実もあるわけで、それを増やせばそれは調整、微増にできるんじゃないかということです。需要額の中にも、需要額は上がっていますが、当然交付税、臨財債のお金の算定額も入っていくわけですから、当然、上がっていきます。それも含めて漸増しているんじゃないかと、このようなグラフの見方になるのではないかと思います。

先ほども言いましたけど、結局、平成15年、16年、17年のこの3カ年以外は、いわゆる留保財源の、地方税4分の1を留保財源といたしますと、それ以外は大きくマイナスになってしまっているという現象なんです。まして、今年度におきましては、いわゆる平成28

年度の決算ベースは出ていませんでしたので、ここのグラフにはちょっとよう算入させることはできなかつたんですが、いわゆる需要額は増えているんですけど、結局最終的に包括算定の計算によって減らされているという現状がありまして、これはちょっと分析をしているところなんですけど、やはり最終的に包括算定の経緯で、計算で減らされることになれば、結局、臨財債は自賄いをしなければならないという計算の理論が成り立ってくると思うんです。だから、やはりそのためには行政コストを抑える形でありますとか、そういったものもやっぱり両方取り組んでいかなければ、要るお金は要るんでしょうけれども、そういった行政コストの問題に関しても厳しく取り組んでいく必要があるんじゃないかと、このように考えております。

それで、公務員給料なんかにしても最大の経費を占めているのは人件費でありますから、やはりここを抑えることによって、かなり住民サービスに対するお金、財源の捻出ということが可能になりますので、だから、やはり大手の民間が上がったから上げるというんじゃないで、実際に減収しているわけですから、全体で見れば。その中でじゃあ、公務員さんだけが大手企業と同等のように上げるのかというのには大きなちょっと疑問を持つと、だから、そこはもう数値で格差が開いているか、開いていないか、やっぱり計算する必要があると思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○副議長（中川貴由） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 臨財債の性格論をするつもりはありませんが、臨財債は交付税の不足額を借金で臨時的に埋めている。したがって、交付税で措置できなかった分ですから、100%後年度で需要の中に入れていきます。それは公債費に加算をされているという形で需要が計算されてきております。臨財債の額が何ぼになるかというのは、毎年、毎年の交付税の計算上の収入と支出の差額で、財源不足額が出ますけれども、その財源不足額のうち、手当ができない部分を臨財債に回しているというふうに考えたらいいと思えますので、そのような意味で、臨財債みたいなものに頼らないで、ほかの財源に依存すべきだというご主張は本当によくわかりますが、今はやむを得ない措置として継続されているのではないかと、このように考えております。したがって、臨財債の毎年毎年の額の決定と、それから、後年度の需用の中に組み込まれる後年度の臨財債の償還財源とは別計算で出てくるということをご理解いただいたらありがたいなとこう思います。

一方で、給与が一番支出額として大きいから、給与を払うのを抑制していくべきではないかというご議論、これはこれで一つの主張だとは思いますが、今の地方公務員の給与の決定原則は、民間給与準拠方式という方式になっておりますので、よほどのことがない限り、人事委員会の勧告をベースに国や他の地方公共団体との均衡も図りながら、その鑑査額を埋めていっているというのが実情でございます。ただ、兵庫などは、この10年間、職員組合と話をしまして、約8%ほど自主カットをお願いしてまいりました。これは、来年度はぜひ解消したいというふうに考えておりますけれども、そのような財政状況に応じた対応というのは各団体の自主的な判断であり得るのではと、このように考えております。

○副議長（中川貴由） 川田 裕君。

○川田 裕議員 あと、55秒しかございませんので。給料の問題に関しては、結局、企業の上昇の大手企業だけを一部抜粋してやっていますので、これはもう我々はそれは平等ではない、公正ではないとこのように考えております。まして、租税主義からいきまして、

税収が減っているのに給料、人件費を上げるということは、その分住民に使えるお金を減らすということですから、これは租税法からいったら本来成り立たない。だから、今のこれは国のほうで議論されることでしょうけれども、実際にはそういった今の公務員の給料の決定の仕方、それが決まっているからこれでやっているんだというだけの理論でありまして、本来の趣旨からいったら、大きく今の時代にはそぐわない、このように思っております。また、今後、研究した分析の資料を出して、また議論したいと思っておりますので、本日は終わります。

以上、ありがとうございました。

○副議長（中川貴由） 川田 裕君の質問は終わりました。

次に、中山俊雄君に発言を許します。

中山俊雄君。

○中山俊雄議員 皆さん、こんにちは。徳島県議会の中山でございます。直ちに質問に入りたいと思っております。

まずは、ワールドマスターズゲームズ2021関西の開催に向けて、関西シニアマスターズ大会が徳島県で開催されるなど、非常に盛り上がってきており、私も個人的に非常に楽しみにしております。同大会に向けて、関西圏域を訪れる外国の方も増えることから、関西広域連合をはじめ、各団体等において、観光誘客の取組が進められており、今後もさまざまな取組が行われるかと思っております。

そこで、私からは、ワールドマスターズゲームズに向けた交通アクセスの利便性向上について質問したいと思います。

ワールドマスターズゲームズ2021関西は、せっかく遠路、海外から関西に来ていただくので、1カ所に留まることなく、できるだけいろいろな場所に足を運んでいただき、クールジャパンを満喫していただきたいと思っております。そのためには、関西エリア内における訪日外国人の交通アクセスの利便性向上が必須ではないかと考えます。実際に、鉄道については、KANSAI ONE PASSが展開されておりますが、残念ながら、我が徳島県には全く効果がない状況であります。

一方、高速道路については、国土交通省が各高速道路会社等と連携し、Japan Expressway Passという訪日外国人旅行者向けの高速道路定額乗り放題パスが企画されておりますが、高速道路会社ごとの商品設定となっております。また、同省近畿運輸局が平成29年12月17日までの期間限定で、所管エリア内である兵庫、大阪、京都などの高速道路についてKansai Expressway Passという同様の商品が企画されておりますが、運輸局管外の徳島県と鳥取県は含まれていないのが現状であります。

そこで、ワールドマスターズゲームズに向け、特に訪日外国人旅行者の交通アクセスの利便性のさらなる向上のために、関西広域連合エリア全体の高速道路定額乗り放題パスを企画できないか、国土交通省や高速道路会社等に要請すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、大規模広域災害時の広域対応体制の構築についてお伺いいたします。

徳島県では、南海トラフや活断層による巨大地震等の大規模災害によって大きな被害が生じるおそれがあり、その防災・減災対策を県を挙げて進めているところであります。県内の沿岸地域では最大で20メートル近くの津波高が30分弱の短時間で到来すると予想され

ており、また、県北部には、日本最大級の断層である中央構造線が東西に走り、これによる活断層地震では、震度7の激震やそれによる液状化が広範囲で発生するなど、さまざまな被害が県内全域に及ぶと予想されております。このような状況からすると、発生後の災害対応は、県内の自治体だけでは到底不可能と考えます。

そこで、必要となるのが、県外からの広域的な応援・受援体制であり、徳島県では四国3県との連携や同時に被災するリスクの少ない鳥取県との危機事象発生時相互応援協定の締結などを進めてまいりました。さらに、本年7月の本議会で質問いたしました、本年6月に四国知事会と関西広域連合が災害時相互応援の協定を締結し、平時から訓練への参加、相互参加などに取り組むとの連合長からのご答弁は大変心強く感じたところでございます。

ただ、心配するときにがないのですが、南海トラフ巨大地震ともなると、関西広域連合管内としてもその被害は甚大かつ広範囲に及び、構成府県の最大被害想定を合計すると、死者は13万人近く、全壊家屋は25万棟あまりにも及ぶと予想されております。これにより、連合管内では自治体が地元の対応に追われてしまい、期待されているような相互応援が思うようにできないのではないかと危惧しております。関西広域連合は、以前から東日本大震災や熊本地震等の被災地において、現地支援本部のリーダー的役割を果たしてきており、連合自体が大きな被害を受け、受援される側になった場合、果たして連合を含む西日本エリアでは被災地の現場が混乱しないか、また、きちんと回るのかといった広域的な相互応援の実効性に不安を感じざるを得ません。

本来、広域的な災害対応については、国の指導、調整により体制整備等の対策を講じるべきであり、そういった意味では、関西広域連合が国に対し、さらなる調整力の強化や自治体等の緊密なネットワークの確保等を目的とした防災庁の創設を提案していくことは大変意義深いものと考えます。

一方で、防災担当大臣は、記者会見において、防災庁創設に消極的な発言を行っており、連合が一生懸命、その意義を主張しても、国が現状の体制で対応可能と判断するのであれば前に進まない可能性があります。そのような中、年々、発生確率が高まっている南海トラフ巨大地震への対応は早ければ早いほどよく、国の対応を待つのではなく、地方は地方で、今まで培ってきた知識やノウハウなどを生かし、横の連携を密にして、今できることに取り組んでいくべきと考えます。もちろん、今までの関西広域連合広域防災局の取組内容や実績には大いに敬意を表するところでありますが、防災・減災対策にはこれで十分ということはないのです。連合としては、関東等の遠隔地との相互応援の取組も進められているとは伺っていますが、そういった自治体のネットワークの中心的役割を関西広域連合が果たしていただき、管内の広範囲に大きな被害が及んだ場合の広域的な相互支援体制の構築についてさらなる取組を進めていただきたいと思います。

そこで、大規模広域災害時の広域対応の体制構築について、関西広域連合としては、今後、どのように進めるのかご所見をお伺いいたします。

最後に、災害医療に関する今後の取組についてお伺いいたします。

大規模災害の発生直後から、適切な医療を提供し、助かる命を助けるため、発災直後の医療支援活動を行う、DMATの編成など、災害医療体制の強化には各府県とも積極的に取り組んでいるものと思われま。

また、平時における救急患者の搬送はもちろんのこと、災害時にも大いに力を発揮するドクターヘリについては、今年度末に導入される鳥取県ヘリを含め、連合管内には7機が配備されることとなります。

こうした体制強化が進む中、熊本地震の時には、各構成団体において、DMATやDPAT、保健師チームなどの支援チームを、約2カ月半に渡って現地に派遣しており、その総数は1,300人を超えると聞いております。

ドクターヘリについては、連合の3機が発災直後の2日間、現地で救急患者の広域搬送を行いました。これは、連合管内6機のヘリのうち、3機が被災地支援に向かい、3機が管内全域の救急搬送を担うという、恐らく全国でもほかに例のない連携体制の下で行われたものであります。

このように、災害医療体制の構築や連合管外の被災地支援には一定の成果を上げてはおりますが、先ほどの防災全般の質問と同様に、南海トラフ巨大地震や近畿圏直下型地震が発生し、連合管内自体が大きな被害を受けた場合を想定した、災害医療の面での備えも必要と考えます。

具体的には、連合内において、被災地域としての受援体制と、その近隣地域として、早期からの支援体制の双方を構築することが必要であり、熊本地震のとき以上に、連合と各構成団体が緊密に連携して活動できるようにしておかなければならないのではないかと考えます。そのためには、構成団体それぞれの取組に加え、連合が中心となり、DMATや災害医療コーディネーター、ドクターヘリのスタッフ、さらには行政担当者も含めた関係者の一層の連携強化を平時から図っておく必要があると考えます。

そこで、災害医療に関する構成団体間の連携を一層強化するため、今後どのように取り組むのか、ご所見をお伺いいたします。

○副議長（中川貴由） 門川委員。

○広域観光・文化・スポーツ振興副担当委員（門川大作） 中山議員のご質問にお答えします。

ワールドマスタースゲームズに向けた交通アクセスの利便性向上についてであります。

関西広域連合では、都市部に集中する外国人観光客に関西全域を周遊していただくために、平成27年に国土交通大臣から認証を受けた広域観光周遊ルート「美の伝説」を推進しているほか、KANSAI ONE PASSによる鉄道の利便性の向上や、KANSAI Free Wi-Fiアプリなど、受け入れ環境の整備を進めてまいりました。

「美の伝説」を推進するに当たり、交通アクセスの向上は大変重要なポイントですが、関西の周辺地域においては公共交通機関だけで観光するには不便な面があるため、それらの地域において、外国人観光客の個人旅行化が進んでいることなども踏まえると、レンタカーを使ったドライブ観光も有効な手段の一つであると考えております。このため、平成27年、28年度には「美の伝説」事業の一環として、訪日外国人レンタカー利用による観光について、アンケートなどによる調査やファミトリップ、ドライブマップの作成などに取り組んでまいりました。

このアンケート調査の結果、レンタカーの利用者の大半はリピーターが多い香港、台湾、韓国などアジア諸国からの旅行者であり、訪問回数の回答結果でもリピーターが7割以上を占めるなどの状況が明らかになりました。

ワールドマスターズゲームズ2021関西には、日本に初めて来られる外国人観光客、特に欧米、オセアニアからの訪問客が多いことが予想されることや、各競技会場の駐車場台数に限りがあることなどから、まずは公共交通機関の利便性を向上させるKANSAI ONE PASSについて、利用範囲の拡大を関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。さらには、大会組織委員会や各府県政令市実行委員会におきまして積極的に検討されているシャトルバスの運行などについてもしっかりとPRしてまいります。

併せまして、先に述べましたとおり、地域によって外国人観光客が自動車により周遊しやすい環境をつくることは、「美の伝説ルート」を推進していく上でも非常に有効であると考えており、今回、実施されるKansai Expressway Passの検証結果なども踏まえまして、さらなる利便性の向上に向けまして、国や関係団体に必要な提案をしていくなど全力を尽くしてまいります。

以上です。

○副議長（中川貴由） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 大規模広域災害時の広域対応体制の構築についてお答えをさせていただきます。

関西広域連合では、関西防災・減災プラン、関西広域応援・受援実施要綱などを策定して、緊急派遣チームの派遣、対策準備室や災害対策本部の設置、カウンターパート方式の支援など、大規模広域災害時の対応体制の構築の具体的な手順を定めさせていただいております。

このたび、関西防災・減災プランの改正を提案させていただいておりますが、これは、救援物資のプッシュ型支援や物資供給事業者との連携、そして、2つ目に連合構成団体や域内市町村に対する受援体制の整備の促進、3つ目に、熊本地震などでの経験と課題を踏まえた応援体制の充実など、内容のさらなる拡充を図らせていただいております。

広域的な協定でございますけれども、九州、中・四国、そして、関東9都県と広域協定を結ばせていただいております。10月の初めには関東9都県と関西広域連合とで具体的な実動訓練を共同でやらせていただいたものでございます。

ご心配いただいておりますように、徳島、あるいは、和歌山のように、海岸に直接津波が押し寄せてくるような地域、しかも時間に間がないような地域に対して、直ちに対応が難しいのでありますが、一方で、兵庫ですとか、大阪ですとか、京都ですとか、滋賀ですとか、奈良ですとか、内陸部の府県と、それから、比較的今の私どもの予想では、瀬戸内海に対する津波高は何とかしのげる、あるいは、防潮堤をオーバーしてもそれほど大きな被害をもたらさない段階にまで防災工事を計画的に実施いたしておりますので、これらが完成すると、比較的大きな被害は受けましても余力はある。したがって、両激甚地に応援ができるということを前提にしながら、対応策を考えさせていただいているものでございます。

特に、相互応援協定を締結している関東とか、中・四国、九州との間では、先ほども申し上げましたように、防災訓練の相互参加や連絡会議等を通じまして連携強化を行っているものでございます。

また、首都直下地震については、関西からの初期の支援活動とか、救援物資とか、応援要員などに関する具体的な支援プログラムを取りまとめてみました。今後、南海トラフ地

震を想定した関東からのカウンターパートの設定や応援内容などについても協議を進めてまいります。

また、防災庁創設に関しましては、今年度、専門家や有識者会議から提案を受けたものでありますので、これをわかりやすいビデオ等に編集しまして、PRを行っていきたいと考えております。私個人としましては、首都直下型地震が起きたときに、交通手段がほぼ全滅してしまうはずでありまして、そのときに本当に首都圏が活動が展開できるのだろうかという懸念を持たせていただいておりますだけに、逆に、だからこそ、その前に防災・減災を司るヘッドクォーター（司令塔）が要るのではないかと、そのような意味で防災庁の設立を強く働きかけていきたいと考えております。大きな組織をつくれという話ですので、はい、わかりましたということには、なかなかありませんので、いかに国民的なレベルでの啓発をしながら、運動として努力をしていく必要があるのではないかと考えているものでございます。

今後とも、相互応援協定先や民間事業者との協力関係の強化を図りまして、大規模広域災害に備えてまいりたいと思います。

なお、今回議案として提案しております、40ページ前後に対応すべき事務と、それから、関係機関の役割をマトリックスに取りまとめております。これらは非常にわかりやすく、災害が起きたときのそれぞれの役割分担、明瞭化するために用意しておりますので、ご参照いただきましたら幸いです。

○副議長（中川貴由） 飯泉委員。

○広域医療担当委員（飯泉嘉門） 中山議員のご質問にお答えさせていただきます。

災害医療に関する今後の取組についてであります。

大規模災害の発生に備えまして、被災地において、迅速かつ的確な医療が提供できる体制を構築することはまさに喫緊の課題であり、その実効性を高めるためには、議員からもお話がありましたように、構成団体間の連携を一層強化をしていく必要があるものと、このように認識をいたしているところであります。

そこで、毎年持回りで開催されております、近畿府県合同防災訓練、また、近畿地方DMATブロック訓練、さらに今年7月に開催された内閣府主催の大規模災害時医療活動訓練にも各府県からDMATやドクターヘリが参加いたしまして、効果的な医療支援活動の検証を行うとともに、相互の連携強化を図ってきているところであります。

また、災害医療コーディネーターや医療関係者、また、行政担当者を対象とした、災害医療セミナーを、毎年、連合主催で開催しており、各府県の取組事例、その報告や意見交換、また、施設の相互視察を通じまして、お互いの災害医療に関する現状や課題についての認識を深めるとともに、特に、ここが一番ポイントなんですが、顔の見える関係、これを日ごろからつくり上げてきているところであります。

さらに、発災後のできるだけ早い時期から適切な医療を提供するためには、構成団体間、これはもとよりであります、DMATや災害拠点病院などの医療関係者、また、消防をはじめとする関係機関が被災地の情報をリアルタイムで共有していくことがやはり重要となってまいります。

そこで、被災地における医療機関ごとの患者さんの受入れ人数やライフラインの被災状況に関する情報を共有し、応援が必要な医療機関に対するDMATの派遣調整を円滑に行

うため、国では広域災害・救急医療・情報システム、こちらを整備しているところであり、現在は全ての都道府県、そして、ほとんどの病院がこれに接続しているところでもあります。

発災時にはこのシステムを最大限に活用して、被災状況を迅速に発信するため、徳島県では毎月1回、システムに参加している全ての病院による入力訓練、これを行いますとともに、災害拠点病院や保健所などが合同で衛星携帯電話の通信訓練を実施しておりますが、連合管内におきましても、被災地のこうした情報を迅速に共有できるよう、こうした訓練を構成団体合同で実施してまいりたいと考えております。

今後、構成団体間、さらには関係機関も含めた一層の連携強化を図りまして、連合全体での災害医療に関する対応力の向上にしっかりと取り組んでまいり所存であります。

○副議長（中川貴由） 中山俊雄君。

○中山俊雄議員 時間をとり間違えておりまして、時間の関係上、この際、要望をちょっと言っておきたいと思っております。

先ほどの「美の伝説」の事業概要の一つに、ゴールドenspーツイヤーズと連携した観光プロモーションとありますが、徳島県は残念ながら、鳴門の渦潮だけでありまして、アレックス・カーが言った桃源郷のような別世界とか、ウミガメが来る海岸もありますので、また、関係府県市、まだまだ魅力がいっぱいですので、もう一度見直していただきますようお願いしたいと思います。

また、徳島県は、三日月知事には負けませけれども、飯泉知事も自転車王国徳島としまして、四国の右下ロードライドやツールドにし阿波に積極的に参加しております。それによって、自転車人口、競技人口も含めて人口が増えておりますので、先ほど目片議員の質問にあったような、ぜひともサイクリングロードマップにリンクできるような「美の伝説」からそちらに簡単にリンクできるような、ワールドマスターズゲームズにしても、スポーツ・ツーリズムの一つではないかなと考えますので、ぜひともそれが実現できるようにお願いして終わりたいと思っております。

ありがとうございました。

○副議長（中川貴由） 中山俊雄君の質問は終わりました。

次に、広谷直樹君に発言を許します。

広谷直樹君。

○広谷直樹議員 鳥取県議会の広谷直樹であります。

それでは、通告いたしました広域インフラ整備について伺いたいと思っております。

関西広域連合での広域インフラ整備の基本的な考え方としては、関西大都市圏の実現に向けて、陸海空の玄関から3時間以内でアクセスできる、関西3時間圏域の実現が掲げられ、関西一丸となった取組を推進していくこととなっております。

そこで、まずお伺いいたしますが、関西3時間圏域の実現に向けた現状をどのように認識されているのか、所見を伺いたいと思っております。

そのような取組の中で、今回の質問は、日本海側における広域のインフラ整備として、高速鉄道網と高速道路網の整備についてお伺いいたします。

はじめに、高速鉄道網としての山陰新幹線の実現についてであります。山陰新幹線の基本計画は昭和48年に閣議決定されてから早四十数年経過いたしました。その間、オイルショックや経済状況の悪化などいろいろな要因により計画が中断されていましたが、平成

25年日本海側関係自治体が集まり、それまでにない広域の山陰縦貫・超高速鉄道整備推進市町村会議を立ち上げました。そして、北陸新幹線の敦賀以西のルートの検討が進められる中、昨年3月には北陸新幹線京都府北部ルート誘致促進同盟会を立ち上げ、京都府北部ルートの決定を求める総決起大会が開催されるなど、山陰新幹線の早期実現に向け取り組んでまいっております。しかし、昨年12月、敦賀以西の敦賀・京都間は小浜市経由になり、日本海側自治体が望んでおりました京都府北部ルートではありませんでした。敦賀以西の工事につきましては2031年に着工し、2045年に全線開業とのことであります。今回の決定により山陰新幹線の実現が遠のいたのではと思われませんが、山陰新幹線の実現についてはどのような認識をされているのか伺いたいと思います。

また、広域連合圏域における広域交通網の将来像である鉄道網版の広域インフラマップがまだ作成されていないようではありますが、いつ頃作成を予定されているのか伺いたしたいと思います。

次に、高速道路の整備についてであります。高速道路ネットワークは国土の均衡ある発展を支える重要な社会基盤であり、人の流れ、物流の大動脈としては当然のことであり、広域観光周遊ルートの形成による観光振興や地域経済の活性化に大きな効果をもたらすものであります。関西広域連合圏域での広域交通道路網の将来図としては平成25年5月には広域インフラマップが作成され、本年3月31日には更新されております。広域インフラマップを見ますと、連合圏域内の幹線道路、あるいは、高速道路が事業中、計画中、構想中などと区分し記載されておりますが、これら計画されております自動車道路全てが整備され一日も早い供用になるよう願うものであります。

そこで、関西3時間圏域の実現という意味において、日本海側の山陰近畿自動車道の整備について伺いますが、平成6年に地域高規格道路の計画路線に指定されてから20年以上経過いたしました。山陰近畿自動車道の本年4月1日現在の整備状況を見ますと、全区間での進捗率は供用中が28.5%、事業中を含めても44%であり、いまだに半分以上が調査中であります。関西圏域中心部の整備については関心が高いように感じられますが、日本海側の山陰近畿自動車道についてもつながってこそ本来の機能を発揮いたします。関西広域連合として、関西圏域における山陰近畿自動車道の位置づけについてどのように認識をされているのか伺いたしたいと思います。

さらに、関西広域連合として、山陰近畿自動車道のミッシングリングの早期解消、または、整備促進について、国に対して粘り強く働きかけるべきであると思いますが、所見を伺いたしたいと思います。

以上、壇上からの質問とします。

○副議長（中川貴由） 仁坂副広域連合長。

○副広域連合長（仁坂吉伸） まず、広域インフラのうちの3時間圏域の現状についてお答え申し上げます。

関西広域連合では、関西3時間圏域の実現などを旨とする、広域交通インフラの基本的な考え方と、それから、道路に関しては、平成25年3月に広域インフラマップをつくりまして、みんなでその実現のために取り組もうということにしたわけでございます。そのときは、実は未開通区間が1,190.6キロメートルありました。それが、平成25年度、26年度、27年度、28年度の4年間でもちまして235.4キロメートル開通いたしました。これは

19.8%なのですが、その結果、幾つかのところで3時間圏域の実現ができるどころができました。空港だけなんですけれども、例えば、近畿自動車道紀勢線がすさみまで開通いたしましたので、串本町など県最南部地域まで関西3時間圏域が拡大いたしました。また、鳥取県内の山陰自動車道では、延長88キロメートルのうち、新たに10.4キロメートルの区間が供用され、17.5キロメートルの供用予定区間を含めると、全体の約85%が平成30年までに開通することになりまして、こうなりますと、鳥取県の中部地域まで関西3時間圏域が拡大してきているということになります。

今後とも、関西3時間圏域の早期実現に向けまして、関西一丸となって積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

第2に、山陰新幹線の実現の問題でございます。

関西の新幹線鉄道網の整備促進において、北陸新幹線においては、残る未着工区間である敦賀・大阪間でようやく駅、ルート公表に向けた詳細調査が開始されましたが、基本計画路線であります山陰新幹線は、整備計画決定の前提となる調査がないまま、ご指摘のようなふうに40年以上が経過しております。いまだ建設のめどが立っていないことから、四国新幹線や北陸中京連絡新幹線とともに重要な課題として認識しております。

このため、関西広域連合では、本年3月に山陰新幹線をはじめとする基本計画路線の整備計画決定に向けて、自民党政調会長等に要望を行いました。国においては、平成29年度当初予算におきまして、幹線鉄道ネットワーク等のあり方に関する調査の予算を、これは増額査定をしてもらったんですけど、今後の新幹線の整備手法の研究や既存インフラを活用した整備方法などの調査もなされているところでございます。北陸というような名前はまだ出せないのですけれども、それを念頭に置いていろいろな実的な涉外その他、調査にもう入ろうというふうを考えてくれたところでございます。こうした動向を踏まえまして、関西広域連合といたしましては、引き続き、整備計画決定の早期実現に向けて、与党、国関係機関に働きかけてまいる所存であります。

次に、鉄道版の広域インフラマップの作成でございます。

前にご答弁申し上げましたが、鉄道版のインフラマップにつきましては、その必要性は皆認識しておるのですけれども、これまでも関係構成府県市の中で、これまでルートなどさまざまな議論がありまして作成には至っておりません。

しかしながら、北陸新幹線の敦賀以西のルートが決定されるなど、徐々に意見の相違も小さくなっていく方向にあると考えておりますので、議論の収束に合わせて、ぜひ鉄道版広域インフラマップをつくりたいと私は思っておりまして、皆とともに検討してまいりたいと思っております。

次に、山陰近畿自動車道の位置づけ、整備、促進でございます。

山陰近畿自動車道は、山陰自動車道、鳥取自動車道、北近畿豊岡自動車道、京都縦貫自動車道と連結することから、北部関西の広域的なネットワークの軸となる路線でありまして、山陰海岸ジオパークなど地域の観光振興に大きく寄与するとともに、日本海側と関西都市圏や太平洋側との連携、交流をより活発化させ、関西が有するポテンシャルを一層発揮させる重要な路線であると認識しております。

このうちの一部につきましては、1万4,000キロの計画路線が決定されたところのときに抜けておるということでございましたので、なかなか簡単ではないんですけれども、そ

のときに載っておった計画路線のミッシングリンクの解消とともに、これも我々としてはマップに既に載せておりまして、その実現のためにぜひ頑張ってもらいたいと考えております。

○副議長（中川貴由） 広谷直樹君。

○広谷直樹議員 どうも答弁ありがとうございました。今回の質問は、関西広域連合エリアの中で、日本海側といえば鳥取県、そして、兵庫北部、それから、京都北部ということでありまして、そういう中で、日本海側における高速鉄道網であり、道路網についての進捗がなかなか私なりに思うのに遅れているんじゃないかという思いの中で、今回質問させてもらったわけですが、国も日本海国土軸を形成して、日本海沿岸地域に高速交通、あるいは、通信体系などの国土基盤を整備することによって、社会、経済、生活、文化などの諸機能を有機的に融合しようとしております。平成7年でしたけれど、阪神大震災の際には、京阪神を通らない迂回ルートとして日本海側の国道9号線に長距離トラックが殺到したということもありますが、近年、先ほども話がありましたように、南海トラフ地震の発生の可能性が高いと言われる中で、やはりリスク分散やバックアップ体制の観点から見ても、日本海側の鉄道網、あるいは、道路網の早期の整備が大変重要であるというふうに考えますが、改めて所見を伺いたいと思います。

○副議長（中川貴由） 仁坂副広域連合長。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 誠におっしゃるとおりでございまして、今後、国等に対して働きかけを一生懸命行っていく際には、今の論点を大いに強調して担当してもらいたいと考えております。

○副議長（中川貴由） 広谷直樹君。

○広谷直樹議員 ありがとうございます。ぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思っておりますけれど、連合議会も本年7月に議会構成が新たになったわけがありますけれど、連合議員のほとんどが関西都市圏域であったり、瀬戸内の出身の議員がほとんどでありまして、日本海側の議員がわずかであります。そういう意味においてやはり日本海側のこういうインフラ整備というものをしっかりと今後も関西広域連合としてご尽力いただきたいなと思って、このたび質問させていただきました。どうかよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○副議長（中川貴由） 広谷直樹君の質問は終わりました。

次に、上島一彦君に発言を許します。

上島一彦君。

○上島一彦議員 大阪府議会の上島一彦です。2025日本万博の誘致について伺います。

2025国際博覧会の開催国が決まるまで残すところあと1年となりました。来年11月のB I E総会で開催国が決定するため、我々議会も本気で誘致を勝ち取る覚悟です。これまで、国、経済界、自治体がそれぞれの役割を踏まえて誘致活動を展開してもらいましたが、今後は、我が国を挙げて総力戦で臨まなければ、強敵である3カ国に打ち勝つことはできません。

今年5月立候補申請文書である「ビッド・ドシエ」がB I E事務局に提出されました。昨日、15日はパリで行われたB I E総会に松井大阪府知事や吉村大阪市長が駆けつけて、

第2回目のプレゼンテーションを行い、日本の先端技術が各国の高い評価を受けました。また、来年1月から3月にかけて、B I E調査団の視察を受け入れる予定がされています。この機会に関西の魅力をアピールする方法が誘致実現の重要なポイントになります。特に、連合の構成府県市が持つさまざまな観光、文化、先端産業の分野を束ねて、トータルイメージで表現することで、関西の実力を全世界に発信し得る絶好のチャンスとなります。シティドレッシングでまちを飾るとともに、関西の魅力あるコンテンツを効果的に組み合わせることでB I E調査団へのアピール力が高まります。

また、候補地の国内機運の醸成はB I E調査団の重要な審査項目の一つです。今年8月の定例会で、全国的な機運の高まりを示すには、まずは地元大阪・関西が大いに盛り上がりなければいけないと、井戸連合長から力強い決意を伺いました。連合の構成府県市が創意工夫を凝らし、スピードアップして機運醸成に努めるべきです。今年4月、連合は、誘致対策会議を設置し、万博誘致委員会の戦略に基づいて行動してきました。この対策会議を設置して半年が経過しましたが、これまで連合や構成府県市でどのように取組、残り1年をどのように頑張るのか、連合長に伺います。

○副議長（中川貴由） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 上島議員のご質問にお答えいたします。

2025年の国際博覧会の開催地決定までいよいよ1年となりました。大阪・関西への誘致を成功に導くため、誘致委員会を中心に、オールジャパンでの活動が活発化してきています。昨日も、総会において松井知事、吉村市長、そして、ベンチャーの女性、ルワンダの若者が誘致のプレゼンをしていただきました。お話にもありましたように、大変効果があったというふうに伺っております。

関西広域連合といたしましては、誘致委員会及び関西観光本部とともに誘致対策会議を設置いたしまして、さまざまな対策を検討し、取り組んでおります。

機運醸成を図る取組といたしましては、まず広報紙や電子媒体を用いた周知の徹底を図っています。2つに、誘致ロゴマークが入ったポスターなどの配布をして周知しています。3つ目には、庁舎等での横断幕の掲示やデジタルサイネージでの動画配信などを行っております。このようなさまざまな広報媒体を活用したPRを行ってきました。

また、誘致委員会の会員拡大を幅広く呼びかけております。個人、企業・団体の参加は約15万に達しています。応援決議につきましても、当連合議会、構成府県市議会はもとより、全国の自治体を含めまして約50の決議をいただけてきました。各委員自らも、それぞれの府県市の友好交流や経済協力関係を活かして、B I E加盟国等に対して表敬訪問時のPR、信書の送付などロビー活動を展開しております。

私は、先日インドに行ったのでありますが、インドはB I E未加入でありましたので、残念なことをいたしております。

9月に正式な立候補申請文書がB I E事務局に提出され、昨日も2回目のプレゼンテーションが行われたわけでありますが、この中でお聞きしておりますところ、開催地としての優位性が訴えられたと考えます。関西広域連合からも、観光・文化、産業などさまざまな大阪・関西の魅力に関するコンテンツを提供しましたし、これからも発信してまいります。

今後は、来年1月から3月に予定されているB I E事務局の候補地視察、6月のB I E

総会が節目になると考えられますので、地元関西での誘致機運の高まりと、関西の魅力を実感していただけるよう、引き続き、誘致委員会と連携して取り組んでまいります。やはり草の根の盛り上がりが大変重要ですので、まずは誘致委員会の会員拡大を徹底的に行っていくことが必要なのではないか、このためにも、広域連合の、あるいは、その構成メンバーに協力をお願いをしているものでございます。

○副議長（中川貴由） 上島一彦君。

○上島一彦議員 誘致委員会の会員拡大は、QRコードにスマホをかざすだけですぐできますので、また増やすと同時に、関西の成長のためにぜひ来年11月を目途に成功させたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、太陽光発電など、再生可能エネルギーの普及に向けて、国の固定価格買取制度、FIT法が制定されて以来、各地で太陽光パネルの設置が広がりました。一方、太陽光パネルについて、防災や環境上の懸念などをめぐり事業者と地域住民の間で関係が悪化するトラブルが相次いでいます。このような太陽光パネルの設置に係るトラブルは、新たな行政課題として注目されており、今年8月の連合議会でも、滋賀県の西村議員から、太陽光発電による山地開発に係る質問がなされています。その答弁の中で、兵庫県では、太陽光パネルそのものに対する条例が制定され、和歌山県、京都市では類似の条例や規制が制定されていると説明がありました。

中でも、府県で唯一兵庫県は、太陽光パネルに限定した規制条例を井戸知事の肝いりで制定し、今年7月より施行されています。兵庫県条例は、事業区域面積が5,000㎡以上の全ての太陽光パネルの設置工事について、まず近隣関係者への事前説明をした上で、事業計画の届出を求めるものです。さらに、転売等に伴う設置者変更の届出、廃業や事業終了に伴う廃止の届出が義務づけられています。また、計画から維持管理、廃棄までの一連の行為について施設基準への適合も規定しており、他府県が先進事例として見習うべきものであります。今回の兵庫県条例の運用効果について、井戸連合長に伺います。

○副議長（中川貴由） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 近年の太陽光発電施設の普及に伴いまして、景観の阻害、光の反射、土砂の流出などの様々な問題が顕在化してまいりました。このため、兵庫県では、地域環境との調和を図ることを目的に、施設基準や近隣関係者への事前説明などを定めた条例を平成29年3月に制定して、この7月から施行しているものであります。

この条例では、基本的には事業区域の面積が5,000㎡以上の施設を対象にいたしておりますが、1,000㎡以上5,000㎡までの間は市町村が申し出てきた場合には、市町村の条例で制定された場合には対象になるということにさせていただいております。さらに、事業を廃止にも届出を求め、事業の最初、入口と最後、出口をしっかりと押さえるものとしております。

太陽光発電装置は不思議なことに建築基準法の適用がありません。また、安全基準の適用もありません。都市計画法上の安全基準の適用もありません。したがって、電気事業法上の基準しかありませんので、我々としては安全基準など、施設基準を定めさせていただきました。趣旨は、景観との調和とか、緑地の保全に関する事項と安全性の確保に関する事項の2つの基準を設けたものでございます。

10月末までに24件の事業計画の届出を受理しております。条例の施行によりまして、ま

ず、事業計画などの届出により、施設の状況が事前に把握できること、2つに、近隣関係者への事前説明が行われることによりまして、不安感の払拭やトラブルの未然防止につながっていること、3つに、施設基準の遵守により安全性が確保されることなどの効果が挙げられます。

今後も条例を的確に運用していくことで、地域環境と調和した太陽光発電施設の設置を誘導してまいります。

○副議長（中川貴由） 上島一彦君。

○上島一彦議員 今のご答弁のとおり、太陽光パネルは、法的に建築物とされていないところなど、いろんな抜け道がございます。私の地元である大阪府豊能町で、現在太陽光パネルの設置についてトラブルが発生しています。それは、兵庫県川西市に設置が計画されている太陽光パネルについて、隣接する大阪府の住民が防災や景観の阻害などの住環境悪化を懸念して設置反対に、設置自体に反対しているケースです。これは、兵庫県側に太陽光パネルが設置されるため、大阪府側の住民が影響を受けるという府県をまたぐ事案です。なお、この問題解決に当たり、兵庫県阪神北県民局の村上局長には的確に対応していただいていることに、この場をお借りして感謝を申し上げます。

兵庫県条例であれば、砂防法や森林法などの法の網にかからなくても、事業区域が5,000㎡を超えていれば全て規制対象となり、県による適正な指導ができます。今回のように兵庫県に施設が設置され、大阪府の住民環境に影響が及ぶ府県をまたぐような事案は、兵庫県と大阪府が同じ条例を制定することで相互に補完することができますはずです。私は、大阪府に対して、兵庫県と同様の条例を制定すべきと強く要望しています。濱田副知事、よろしくお願いします。さらに、太陽光パネルの設置について、連合の構成府県市全てで統一的なルールを設ければ相互にフォローして、府県の境界に設置される施設などの規制逃れを防ぐことができます。また、防災や景観、眺望への配慮など、府県市で実効性のある規制の検討がなされるべきです。まずは、連合において、先進事例の情報共有を図り、府県をまたぐ事業について連携して解決していただきたいと考えますが、連合長の見解を伺います。

なお、再生可能エネルギーの地域との共生について、今回、連合から国へ要望いただきましたこと、深く感謝申し上げます。

○副議長（中川貴由） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 川西市の笹部地区で予定されております太陽光発電事業がありますが、届出の対象になる規模でありますけれども、まだ、設置者等からの相談等はない実情であります。いずれにしても、条例を適用しまして、きっちりとした対応をさせていただきたいと思っております。

大阪府におかれましても、FIT法に基づく事業計画の認定、事業者指導、認定取り消しの権限を持つ国や府、市町が連携してトラブルの未然防止などに対応する仕組み、太陽光発電施設の地域共生に向けた連携協力会議などの設置を検討されていると聞いております。そのような調整会議の中でも実質的な解決が図られる余地はあるのではないかと考えております。

なお、兵庫県のような太陽光発電施設に限定した条例でなくても、例えば、環境影響評価手続ですとか、自然環境の保全や景観の保全を目的とする規制、条例などに基づきまし

て、手続を定められているところもあります。

京都府、和歌山県などは景観条例とか、ガイドラインなどに基づいて、太陽光発電に特化した届出制度を運用されておられるものでございます。

関西広域連合としては、構成府県市の課題や先進的な取組について情報共有を図りまして、それぞれの府県市の事情に即した制度をつくっていただくように、情報共有をしていきたいと考えております。

また、ただいまのような府県をまたぐような案件につきましては、連携した取組を促進してまいります。国に対しても、ただいまご指摘いただきましたように、法整備の提案等をさせていただいたものでございます。今後ともしっかりとした取組をしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（中川貴由） 上島一彦君。

○上島一彦議員 兵庫県条例のすばらしいところは、まず、事前協議に応じる前に、事業者が地元へ行って説明をしてきなさいという点と、事業者も抜け道を狙っています。私は再生可能エネルギーが普及することについては全くもって賛成の立場であります。例えば、切り土、盛り土をしませんとかいって、宅造法に触れませんか、森林開発許可は1ヘクタール以上ですから、それ以下に収めますとかいって、実際はそうなるかどうかと、国で今チェックしないようなシステムになっています。今FIT法が定められましたが、固定価格の買取制度の認定が各事業者におりています。しかし、これはそれぞれの法に基づく、例えば、森林法や砂防法だとか、法に基づく現地まで確認したわけでも何でもないんです。形式的な要件をもって認定をしているだけのことでありまして、今、大阪連携モデルも連携協力会議で、国、府、市町村の連携で解決していくというふうに大阪府でも取組もうとしているところなんです。私はこの兵庫県モデルというのが一番優秀で、やっぱり地元に近い府県が対応しないと、あんまり経済産業局がそんないちいち、一つ一つの案件にしっかりかかわってくれるとはちょっと期待できないので、私は兵庫県モデルが非常に優秀であって、連合内に広めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○副議長（中川貴由） 上島一彦君の質問は終わりました。

次に、吉田利幸君に発言を許します。

吉田利幸君。

○吉田利幸議員 大阪府議会の吉田利幸でございます。通告に従って、順次質問をいたします。

はじめに、実は7月に森協議員が質問されて、憲法に緊急事態条項を明確にすべきだという話を連合長に質問をされました。そのときに、連合長は、緊急事態条項は必要かどうかは、必要性も含めて十分に国民の間で議論を深めていただくべき課題かと思っていると、答弁されたんです。実は、私、昨年4月に関西大学の社会安全研究センター長である河田教授にインタビューを、明日への選択という私どもの友人が月刊誌を出しているんですが、その編集責任者と一緒に会ってまいりまして、その折に、災害対策基本法では国難には対処できないということを言われたんです。特に、憲法というと常に大変な話題になるんですが、日本国憲法は、制定された当時は大規模災害なんかが起こっていないわけです。そんな中で、緊急事態条項のための憲法改正に反対するのは全く理不尽であるということを

河田先生がおっしゃっているんです。緊急事態条項は国民と国土を守るという観点で考えるべきだと、政治家の最大の使命は国民の生命と財産を守ることでありますから、もうちょっと突っ込んだ答弁をいただければありがたいなと思っているんです。というのは、この機運がいよいよ環境としては整ってきたと、各党から憲法の改正の条項をそれぞれ提案なさると思います。3分の2以上の国会の発議するためには必要でありまして、その要件が満たされているわけです。最終的には国民の投票で決まるわけでありまして、そんなことを考えたときに、やっぱりこの機会、例えば、首都直下型地震が起こった場合に、アメリカの海兵隊が来て、東京ドームに最前線の基地を置きたいというときに、これは民間の所有ですから、今の法律では断ることができるんです。こんなことをやっておったのではだめだと思います。したがって、私権制限をして、内閣総理大臣に指揮命令系統がやっぱり明確なものをするということをしておかないと、国難と言われる南海トラフがきたときにもう間に合わないだろうと、憲法を変えていないがために国が潰れたと、こんなことはあってはならないと思っておりますので、その点についてのもう一度連合長から見解をお聞かせをいただきたいと思っております。

○副議長（中川貴由） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 吉田議員のご質問にお答えいたします。

いわゆる国難と呼ばれる大規模広域災害、被災地だけでなく日本全体に大きな混乱が予想され、国力の最大限の投入が必要になる、これまでにない枠組みが必要だ、これについては私も全く異議はありません。関西広域連合としても、首都機能バックアップや防災庁創設の提案などを行っておりますのも、国としての備えが必要だ、重要だということを踏まえて行っているものでございます。

現行の災害対策法制についてでありますけれども、例えば、災害対策基本法には、これまで適用した例はありませんが、生活必需物資の譲渡等の制限・禁止、金銭債務の支払猶予など私権を制限する措置が可能となる災害緊急事態の布告の規定が設けられています。議員ご指摘の避難命令についても名称は異なりますけれども、災害時に警戒区域を設定して、住民の立入りを制限、禁止し、あるいは、区域からの退去を命ずることができる枠組みもございます。ただ、これは市町村長の権限のみ規定されてございます。

このような意味で、現行法制で対応できるのかどうかも含めて、憲法に緊急事態条項を設けるかどうかは、やっぱりきちんとした議論を国会においてやっていただく必要があるのではないかというふうに思います。国民の間で憲法まで改正しても緊急事態対応をするという覚悟があるのかどうか問われているのではないかと思います。そのような意味で、私は、前回も国会での議論を期待するという事を申し上げました。ただ、災害対策の最前線となる私たち地方自治体としては、憲法の規定の有無にかかわらず、防災関係機関が協力して対応できるように平時から災害に備えていく必要がある。そのための対応を重ねてまいります。

○副議長（中川貴由） 吉田利幸君。

○吉田利幸議員 何事にも今のいろんな意味で政治は結果だと、これは橋下徹元知事でもあり、大阪市長でもあった方が言われたんですが、それは一つだけ、あの方が言ったことで、あれは合っていると思っているんです。これは大事なことでありまして、首長の決断と覚悟というのは常に必要なことだと思います。これからのまちの災害であれ、防災で

あれ、防犯であれ、何であっても、あるいは、産業の振興についても、ビジネスチャンス
を失うというのは、首長の決断のなさによってビジネスのチャンスを失うということは
往々にしてあることなので、ぜひこのことをしっかりと踏まえた上で、私は憲法改正の緊
急事態条項、何としてもやっぱり明記をしてくれというふうに思いますので、ぜひまたと
もに国民投票のときにはそういう運動もしなければなりませんので、ご協力をいただけれ
ばと思います。

それから、次に、万博誘致の取組について、このことについては、上島議員からも言わ
れましたが、昨日B I E総会が開催され、我が国として2度目のプレゼンテーションが行
われました。来年11月の開催地決定までB I Eなどの公式な場でPRできるのは、来年1
月から3月に予定されている候補地視察と、来年6月及び11月に開催される総会でのプレ
ゼンテーションのみになりました。実は、私も今年の9月にパリへ行ってまいりまして、
向こうの貴族の方ともお会いして、そのときの奥さんがたまたまインターナショナルの華
道のパリ支部長をやっておられて、来年は日仏協会の60周年ということで、日本文化会館
でかなり大きな行事をされるそうです。実は、そのインターナショナル華道協会の会長が
高円宮さんであって、最終のプレゼンは、ノーベル賞をとられた山中教授と高円宮さんが
もう一回出ていただいて、願わくは安倍総理も行っていただいて、国を挙げてこれだけや
っているんだということをアピールしてもらうことが大事かなというようなことを実は関
経連の島理事ともそんな話をしておりますが、これからあらゆるツールを使って、やはり
関西広域連合としてもそれこそありとあらゆる努力が必要だと思います。

それから、世界的な組織、特に、私もJ Cの出身者だったものですから、来年度はたまた
まですが、高槻のJ Cのあるメンバーが四十何年ぶりに高槻から大阪の部長をやられま
す。それから、日本J Cの会頭にもそういうことを働きかけた上で、そのチャンネルを活
かすとか、あるいは、ライオンズクラブとか、ロータリークラブであるとか、そういうと
ころのやっぱり人脈を使って、アフリカの票と中南米の票で決まってくるんじゃないかと
いうような思いがするので、そこはしっかりやらなければならないだろうと思います。いま
や1票を取りにいく算段をしていかなければならないだろうと思います。もちろん会員
を増やすことも必要ですし、ありとあらゆることで国内の機運を高めるということも必要
だと思いますが、この点についての連合長の見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（中川貴由） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） お話がありましたように、あらゆるチャンネルを使って理
解を深めていくということが最終的には一番重要ではないかと思われま。周知徹底を図
るのに口コミが一番有力だとよく言われますが、その口コミということもしっかりといろ
んなチャンネルを使って行っていきたいと考えております。

一方で、もう一つは草の根の誘致のムードの高まり、これが非常に重要だという指摘が
ございます。ミラノの市長さんがある時発言されておられて、市民レベルの盛り上がり
がミラノで万博を呼べることができたんだということをおっしゃっていた記事を読んだこ
とがあります。そのような意味で、いかに市民レベル、住民レベルの盛り上がりをつくり上
げていくのか、これも大変重要だと考えております。そのような意味で、上島議員にもお
答えしましたように、会員の数を増やしていくということは大変戦略的にも意味があるこ
とになるのではないかと、このように思っております。あわせて、せっかく大阪を中心に

総領事館があるわけでありますので、総領事館にも働きかけるとか、大使館にも働きかけるとか、もう既にやっておられると思いますが、このような働き自身も地元の盛り上がりを経領事館から本国に報告してもらい、そのような意味での総領事館への働きかけなども効果があるのではないかとこのように思います。いずれにしても、効果のあることをしっかり伝えていく必要があると思います。

もう一つは、やはり私は、ライフサイエンスやものづくりの先端技術があるところだということとあわせて、日本の豊かな歴史文化を持つ関西が万博の開催地なんですよということを、これをアピールしていくことも非常に諸外国には意味があるのではないかと、このように考えます。

それと、ご指摘いただきましたように、中南米、南米、あるいは、アフリカ諸国、中東諸国などはこれからしっかりと働きかけていくべきところではないか。アフリカは、宗主国がフランスという国も多いのでありますけれども、微妙な宗主国に対する感情もあるというふうに聞いておりますので、日本の味方になり得る環境は十分あると、そのようなことも含めて対応をしていくべきではないか、このように思います。関西広域連合、どこまでやれるかわかりませんが、しっかりと取り組んでまいります。

○副議長（中川貴由） 吉田利幸君。

○吉田利幸議員 私が行ったとき、日本大使館で、来年現地視察をされる崔^{チエ}委員長が実は大阪の韓国の総領事館におられたことがあるそうです。大変な親日家だそうで、私は反日家かなと思って、韓国の人ですから、心配したんですけど、大使館でそういう話を聞いていて安心をいたしました。

それと、千玄室さんが中国で習近平さんに会われたときに1票くださいと言ったんです、大使をやっておられますので。そうしたら、言葉を濁されたそうですが、ありとあらゆる努力をそれだけの立場の人は皆やっておられるということで、今連合長がおっしゃっていただいたように、ありとあらゆるチャンネルを使って、何としても勝ち取らなければならないと思っております。

それでは、3番目の質問、関西文化の連携強化による都市魅力の向上について、1点目は、文化庁の移転を契機とした連携強化についてお伺いいたします。

本年7月臨時会で私から関西広域連合と地域文化創生本部との連携について質問をいたしました。職員の派遣や地域文化創生本部の実務者レベルの連絡会議への参画などを行っているが山田委員から答弁がありました。この機会をチャンスと捉え、関西広域連合は、文化庁との連携を強化し、新たな取組を行うことによって、関西全体の魅力を文化の面から一層向上させるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、世界遺産等歴史的文化的文化資源の情報発信について。本年7月、文化庁の文化審議会世界文化遺産部会において、堺市、羽曳野市、藤井寺市にある百舌鳥・古市古墳群が世界文化遺産の国内推薦候補に選定されました。これが平成31年度に世界遺産に登録されれば、既にある世界遺産とともに、関西の文化的魅力がますます高まり、それをうまく活用して発信すれば、関西の都市魅力の国内外への強力なアピールになると思います。例えば、フランスでは、世界遺産のルーブル美術館でファッションショーを開催したり、ベルサイユ宮殿で現代アート展を開催したりしておると聞いておりますが、このように世界遺産等歴史的文化的文化資源を活用した事業に取り組んではいかがかというふうに考え

ますが、その点についてのお考えをお伺いたします。

○副議長（中川貴由） 門川委員。

○広域観光・文化・スポーツ振興副担当委員（門川大作） 吉田議員のご質問にお答えします。

関西文化の連携強化による都市の魅力の向上、文化庁の移転を契機とした連携強化についてであります。

文化庁の関西への全面的な本格移転につきましては、その意義は、1つは、東京一極集中の是正、地方創生に向けて、明治以降、初めて東京から中央省庁が移転することであり、もう一つは、文化庁の機能を強化し、その領域を広げ、幅広い文化を生かした新しい文化行政を創生していくことであります。

昨年7月には、文化庁、関西広域連合、関西経済連合会及び京都府、京都市で、共同宣言を行い、文化の力で関西・日本を元気にするため、観光と文化、産業と文化、暮らしと文化、まちづくりと文化といった新たな文化行政に、文化庁と連携しながらオール関西で取り組むこととし、以後着実な取組が進んでおります。

こうした中、中国、韓国の各都市との文化交流を通じて、アジアの文化、芸術を国内外に発信していく東アジア文化都市事業が、文化庁とともに、去年は奈良市で、今年京都市で開催され、さらに京都で日中韓文化大臣会合やアセアン文化都市を含めた東アジア文化都市サミットが開催されるなど、さまざまな文化プログラムが関西各地で開催されており、文化庁との連携がしっかりと深められてきております。

また、関西広域連合においても、これまで人形浄瑠璃や祭りなど、関西が有する文化資源をテーマでつなぐ「文化の道事業」など、関西ならではの文化を、関西全体でまとまって発信する取組を進めているところであります。

今年の6月に新たな文化芸術基本法が施行され、新しい文化行政がスタートしました。今後は、この法律に基づいて機能充実される文化庁との連携をさらに強化し、地域の文化資源を、まちづくり、観光等と結びつけ、あるいは、地域の食文化などの暮らしの文化を継承、発展させるなど、さまざまな関西の強みを生かしたモデルとなる取組を進め、それらを創造的に発信することにより、全国における地方創生につなげてまいります。

次に、世界遺産等歴史的文化遺産を活用した取組についてでございます。

吉田議員ご指摘のように、本年7月、文化庁文化審議会において、百舌鳥・古市古墳群が世界文化遺産の国内推薦候補に決定されました。大変心強く、ともどもに喜び合いたいと思います。

堺都市政策研究所の発表によりますと、百舌鳥・古市古墳群が世界文化遺産に登録されると、観光消費額の増加などによる経済波及効果が、大阪府全体で1,005億円に達する見込みであり、経済的にも非常に大きな効果が見込まれます。関西広域連合としても、登録が実現するよう地元と連携して応援してきたいと考えております。

歴史的な文化資源の活用につきましては、構成府県市においては、例えば、世界遺産姫路城でのファッション業界最高峰のパリコレクションで活躍されるデザイナーによるファッションショーの開催、あるいは、世界遺産二条城での小澤征爾氏のオーケストラコンサートや、幻想的なしつらえの中での金魚の美をめぐるアートアクアリウム、あるいは漫画「ワンピース」との連携、国際的な現代芸術祭の開催など、関西各地で先駆的に取り組ま

れているところであります。

また、関西の夜の魅力を感じていただくために、姫路城や彦根城、清水寺など、関西各地の名所旧跡でライトアップが実施されているほか、京都の東山、嵯峨・嵐山地域の京都・花灯路など、歴史ある町並みを楽しむイベントも開催されています。

関西広域連合といたしましても、5つの世界遺産等をめぐる広域観光周遊ルート「美の伝説」の取組によって関西という名前を強く売り込んできたほか、関西の日本遺産に関するウェブサイトを開設し、多彩な文化資源等をまとめて情報発信しているところであります。

また、平成23年度から7回実施しておりますトッププロモーションや、平成28年度だけでも3回出展いたしました海外の旅行博などにおいても情報発信してきており、今年度からは、4月に設立された一般財団法人関西観光本部を中心に、官民一体でインバウンドを推進しているところであります。

こうした日本遺産や周遊ルートに関連する文化資源を旅行会社やマスメディアにPRしていくことをはじめ、一層積極的な国内外への情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（中川貴由） 吉田利幸君。

○吉田利幸議員 ありがとうございます。関西の文化資源をしっかりと点から線、線から面へ結んで、世界へ発信していただいて、文化首都関西ということで、構成府県市はもちろんのことですが、私どもも議会のほうでも全力を尽くしてまいりたいと思います。そのことを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（中川貴由） 吉田利幸君の質問は終わりました。

ここで暫時休憩します。再開は4時50分とします。

午後4時37分休憩

午後4時51分再開

○議長（横倉廉幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、申し上げます。間もなく5時となりますが、本日は議事の都合により会議時間を延長いたします。

次に、西崎照明君に発言を許します。

西崎照明君。

○西崎照明議員 大阪市会の西崎照明でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、早速質疑に入らせていただきます。

観光・文化・スポーツ振興に係る関西広域連合の取組につきまして、5点にわたり質問させていただきます。

先ほども吉田議員より文化庁の移転を契機とした連携強化について質問が行われました。門川委員のご答弁は、文化庁との連携をさらに強化し、関西の強みを生かしたモデルとなる取組を進め、それらを発信することにより、全国における地方創生につなげるとの趣旨であったと思います。

私からは、文化庁本格移転による効果と、今後の具体的な取組についてお伺ひいたします。

平成29年8月3日に行われました関西広域連合委員会にて、文化庁移転協議会で決定された内容について報告がございました。組織体制の大枠、移転場所等の報告が行われましたが、移転の時期については、遅くとも平成33年度中の本格移転を目指すとのことであります。文化庁の本格移転は、関西広域連合が掲げます、国土の双眼構造の実現に向けた大きな一歩であり、文化首都・関西の実現には必要不可欠なものであると考えております。現在、関西広域連合で改定を行っている関西観光・文化振興計画の中間案では、文化庁と連携し、関西への文化庁移転の効果が国民に広く実感できるよう、文化の力で地方を元気にしていく取組を進めるとありますが、関西広域連合が本格移転後の文化庁とどのように連携していくのか、そしてまた、関西への文化庁移転の効果を実感いただくためにどのような取組を進めるのかをお伺いいたします。

○議長（横倉廉幸） 門川委員。

○広域観光・文化・スポーツ振興副担当委員（門川大作） 西崎議員のご質問にお答えします。

文化庁の関西への全面的な本格移転につきましては、東京一極集中是正に向けた突破口となる、地方創生のシンボルと言える取組であります。これを成功させるためには、文化庁の本格移転により新しい文化行政が展開され、文化の力で関西、ひいては日本全体が元気になり、そして、文化庁が関西に来てよかったと全ての人々に実感していただくことが何より重要であります。

こうした中、本年6月に改正施行された文化芸術基本法において、振興を図る生活文化の例示に食文化が明記されるとともに、観光、まちづくり、国際交流、福祉、産業、そのほか多様な分野における施策との有機的な連携を図り、文化芸術に、より新たな社会的、経済的価値を創造するといった新しい文化行政の方向性が示されました。

ご承知のとおり、関西の各地には、伝統的なものから現代的なものに至るまで、文化財や、地域に根差した食や産業等の文化資源が極めて豊富であり、これらを活用しつつ、地域の活性化につなげてまいります。

文化庁の本格移転を契機に、文化庁と連携して、こうした文化を基軸としたまちづくりを全国に広げていくことが、関西、地元として期待される役割であると確信しております。このため、今年の4月に設置された、文化庁地域文化創生本部に、関西広域連合の構成団体からも職員派遣等のご協力をいただくとともに、先日、11月2日に広域連合も後援し、大阪で開催いたしました文化庁移転シンポジウム、これも多くの方にご参加いただき、大変盛り上がりましたけれども、この中でも文化庁の本部の松坂事務局長にご講演いただくなど、文化庁との連携、協力体制の構築を進めているところであります。

さらに本格移転は、遅くとも平成33年度中を目指しておられますが、関西に移転する効果を日本中の多くの方々に実感いただけるよう、地域文化創生本部はもとより、経済界や関係機関などもしっかり連携し、関西が得意とする観光、食文化、マンガ・アニメ・映画・映像、伝統産業などのさまざまな分野と豊富な文化資源を結びつけ、その相乗効果を発揮していく取組を、オール関西で先導的に進めてまいりたいと考えています。

○議長（横倉廉幸） 西崎照明君。

○西崎照明議員 関西は、文化財や文化資源が豊富であるとの旨のご答弁でございましたが、次に、それらの文化財の地域、観光資源としての活用の取組についてお伺いいたし

ます。

昨年、文化庁が文化財を貴重な地域観光資源として活用するために2020年までに取り組むアクションプログラム、文化財活用理解促進戦略プログラム2020を策定しています。このプログラムでは、地域の文化財を面として一体的に整備活用する、誰にとってもわかりやすい解説の充実、多言語化を図っていく、国内外に向けた情報発信等を行っていくことが示されております。また、平成29年6月には、文化芸術振興基本法が改正され、文化芸術基本法に改められました。この文化芸術基本法では、新たに基本理念の一つとして、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならないとなっております。これらの取組や基本理念は、関西広域連合が広域行政体として取り組む、地域と地域、事業と事業をつなぐ考え方や情報発信と共通するものではないかと考えます。現在、関西広域連合で改定を行っている関西観光・文化振興計画には、文化財の地域・観光資源の活用にかかる計画もなされると思いますが、現時点で関西広域連合ではどのような取組が行われ、また、今後どのような取組を進めるのかをお伺いいたします。

○議長（横倉廉幸） 門川委員。

○広域観光・文化・スポーツ振興副担当委員（門川大作） 文化庁では、文化財を貴重な地域観光資源として活用するために2020年までに取り組むアクションプログラムとして文化財活用理解促進プログラムを策定し、これまで点として守ってきた文化財について、地域の観光資源として生かす方針を示すなど、守る文化財から活かす文化財に取り組んでおられるところであります。保護中心から、保護し活用する、そして保護する、こういうことであります。

同プログラムでは、2020年までに日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点を全国で200拠点程度整備することを目指しておりますが、日本遺産への認定数は、全国でこれまで54件あるうち、広域連合管内では、他地域との連携を含めて18件、占有率33.3%であり、市町村が対象の歴史文化基本構想の策定数は、全国で60件あるうち、広域連合管内では13件、これも22%となっております。

歴史文化基本構想については、地域の文化財を総合的に保存、活用するための構想として、策定に当たり十分な調整が必要であります。文化庁地域文化創生本部においては、説明会が開催されるなど掘り起こしに努められており、広域連合でもその積極的な活用を呼びかけているところであります。

広域連合では、これまでからKANSAI国際観光YEARにおいて、食文化、マンガ・アニメ、世界遺産などを年次テーマとして設定し、KANSAIブランドを世界に売込むなど、歴史、文化、地域力、これは宝庫である関西の重層的な文化を活かした取組を進めてまいっております。

東京2020オリ・パラ、また、関西ワールドマスターズゲームズ等に向けた文化の事業については、はなやか関西・文化戦略会議から昨年12月に受けた提言等を踏まえまして、関西の伝統芸能、文化を関西地域外でPRするフォーラムの実施、能楽、人形浄瑠璃、歌舞伎などの古典楽劇のゆかりの地をまとめた冊子の作成など、関西にある伝統文化や文化財を活用した取組を進めております。

また、世界遺産・二条城の国宝二の丸御殿を舞台にした、三代将軍徳川家光が400年前

に後水尾天皇の行幸をお迎えした催しを再現するイベントや、平城京跡や東大寺などを舞台とした現代アートの祭典の開催など、文化財を地域、観光資源として活用した取組が関西各地で行われております。

今後、これまであまり活用されてこなかった文化財などにつきまして、位置情報やAR、VRなどの新たな技術も活用しながら、外国人観光客にとってもわかりやすい多言語対応の充実を図るなど、観光資源としての活用を一層進めてまいりたいと考えております。

また、2020年東京オリ・パラの翌年のワールドマスターズゲームズ2021関西が開催され、オリンピック・パラリンピック以上に多くの外国人観光客が関西を訪れることが見込まれます。文化財を観光資源として活かすことはもちろんのこと、スポーツと観光の連携も深められるよう積極的にオール関西で取り組んでまいります。

○議長（横倉廉幸） 西崎照明君。

○西崎照明議員 観光資源としての文化財の活用を一層進める旨のご答弁でございました。

次に、関西へのリピーターの獲得にかかる取組についてお伺いいたします。

関西観光本部がまとめております、2017年8月度訪日外国人旅行客の動向によりますと、8月に関西国際空港を利用して入国した外国人の数は61万6,020人、前年同月比プラス18.7%と6カ月連続で増加しており、多くの外国人が関西にお越しいただいていることがわかります。今後も引き続き外国人観光客に関西へお越しいただくには、観光資源も必要ですが、受入れ環境づくりが非常に重要であると考えます。現在行われております受入れ環境づくりの取組であるKANSAI ONE PASS、これは、関西空港や京阪神などの各社局主要駅19カ所で販売されており、平成28年度は試験販売で約6万枚を販売し、平成29年度からレギュラー販売に移行するなど、関西の周遊ツールとして多くの外国人観光客に利用されております。

また、関西エリアのFree Wi-Fiへ簡単に接続できる共通認証アプリ、KANSAI Free Wi-Fi(Official)、これは、今年9月時点で約5万件がダウンロードされており、観光事業者向け多言語コールセンターの実証実験や手ぶら観光普及事業などの取組も行われております。

外国人観光客がこういった取組を利用しつつ、例えば、広域観光周遊ルート「美の伝説」を活用し快適に関西全域を観光していただくことにより、関西の魅力を知っていただくことが、関西への再訪意欲につながると思います。

現在、さまざまな受け入れ環境づくりの取組が行われておりますが、外国人観光客の旅行スタイルや目的は多様化しており、今後もニーズに合った受け入れ環境が必要となります。外国人観光客に、再び関西を訪れたいと思っていただき、リピーターになっていただくため、今後どのような取組を進めるのかをお伺いいたします。

○議長（横倉廉幸） 門川委員。

○広域観光・文化・スポーツ振興副担当委員（門川大作） 関西観光・文化振興計画の目標であります2020年の関西への外国人観光客1,800万人達成に向けて、外国人観光客が旅行しやすい環境を整え、リピーターを増やすことは不可欠でございます。関西広域連合ではこれまでから、関西経済連合会や関西観光本部と連携し、KANSAI ONE PASSやKANSAI Free Wi-Fiをはじめとする受け入れ環境整備に取り組んできたところであります。

しかし、西崎議員ご指摘のとおり、外国人観光客のニーズが多様化する中で、より一層取組を加速する必要があると考えております。今年度中の改定いたします、現在パブリックコメント中ではありますが、関西観光・文化振興計画の中間案には、インフラ整備の充実を重要な戦略の一つとして掲げており、例えば、KANSAI ONE PASSの利用範囲の拡大や、KANSAI Free Wi-Fiのスポット数の増加、さらに大事なものは、Wi-Fiから得られるビッグデータの活用などに取り組むことを掲げております。

こうした取組と合わせまして、外国人観光客の関心がモノからコトへと変化し、ニーズが多様化していることを踏まえまして、構成府県市がそれぞれ行っているスポーツや文化、伝統産業等に関する体験など、外国人観光客の関心が高い観光素材を海外プロモーションの際に積極的に発信し、何度訪れても楽しめる関西をPRすることにより、リピーターの増加を図ってまいります。

○議長（横倉廉幸） 西崎照明君。

○西崎照明議員 文化財を観光資源として活かすのはもちろんのこと、スポーツと観光との連携も深められるよう取り組む旨のご答弁でございましたが、そのスポーツに関連する人材育成の取組についてお伺いいたします。

関西広域連合では、「関西スポーツイベントサイトシーン2017 - 2018」を作成し、関西におけるスポーツイベントの日程、開催地を観光地とともに紹介しておられます。このようにスポーツイベントと観光を結びつけることは関西の観光施策を推進するためにも大切なことではありますが、それはスポーツイベントを成功させることが前提となります。これらのスポーツイベントを成功させるには、人を呼び込みたくさんの方に参加いただく必要があります、スポーツイベントの魅力を高めることはもちろん必要ではありますが、関西のスポーツ人口を増やすことも重要な要素であります。

スポーツ人口の増加につながる戦略としまして、「関西広域スポーツ振興ビジョン」には、生涯スポーツ先進地域関西、これの実現に向けた戦略等がありますが、この戦略を推進するにも、個々の自治体だけでは強化、育成が難しいアスリート向けの練習会や生涯スポーツ振興のための地域スポーツの指導者に対して専門的知識を知る機会をつくる等、オール関西としてスポーツ人材を育成し、スポーツへの参加機会の拡充、機運醸成を行うことが必要と考えております。今年度より、障害者スポーツアスリート育成練習会や指導者講習会等の取組が実施されているというふうに聞いておりますが、スポーツ人材の育成を行うために、今後どのような取組を進めるのかお伺いいたします。

○議長（横倉廉幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） スポーツ人材の育成の取組についてでございます。

関西ゆかりのトップアスリートが活躍されると、関西の人々に夢と感動を与え、スポーツ参加機運の盛り上がりが高まります。一方で、特定の個人やチームの競技力向上については、これまでから構成府県市それぞれが域内の体育協会や競技団体等と連携して取り組んでいます。個別のアスリート育成を広域連合の事務として実施することは難しいのではないかと考えております。

しかし、広域連合としては、府県市レベルでは競技人口や拠点施設が少ないなどの理由から十分な取組ができていない競技種目の強化、自治体や競技団体が単独で開催するよりも効率的に実施できる研修会や講習会の開催など、府県市における取組を補完しながら、

関西全体のスポーツ人材育成に取り組んでまいります。

競技人口が少ない競技種目強化の具体的な取組といたしましては、東京パラリンピック大会への出場を目指すパラ・パワーリフティング選手の育成練習会を、今月25日、京都府城陽市にありますナショナルトレーニングセンター、サン・アビリティーズ城陽において実施することとしています。

また、競技スポーツはもとより生涯スポーツにも対応しなければなりません。あらゆる競技の指導に応用できる普遍的なコーチング技術を習得できる指導者講習会を、指導力に定評のある著名な講師を迎えて、来年3月、兵庫県尼崎市のあましんアルカイックホールで開催することとしています。

スポーツ大会等を支える人材の確保、あるいは、スポーツ愛好者の裾野を拡大することも重要です。このため、関西シニアマスターズ大会の開催など、スポーツ参加機会の拡充や、選手やボランティアとしてワールドマスターズゲームズ関西大会への参加を促進するための各府県市における推進母体の設置などを勧奨しておりまして、スポーツ人口の拡大に向けた取組を進めてまいります。

今後も、広域連合で実施すべきスポーツ人材育成事業について、構成府県市のスポーツ担当課長で構成する推進会議で検討して、関西ゆかりのトップアスリートや有望な指導者等が育つ環境づくり、ひいてはスポーツを通じた関西の活性化に取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（横倉廉幸） 西崎照明君。

○西崎照明議員 ここまで関西広域連合が行う観光、文化、スポーツ振興、それらに係る今後の取組等をお伺いいたしました。

最後に、国際観光がもたらす経済効果等についてお伺いいたします。

国際観光、インバウンド観光の振興は、さまざまな分野に大きな波及効果をもたらし、関西の経済活性化に不可欠なものと考えております。今後開催されますラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズ2021関西等のスポーツイベント、さらには、今年改正された文化芸術基本法や、遅くとも平成33年度中を目指した文化庁の関西への本格移転を契機にした文化観光の推進など、国際観光を取り巻く状況は日々変化しております。現在、関西広域連合で改定を行っております関西観光・文化振興計画の中間案では、基本方針として、国際観光なくして関西の発展なし、国際観光は、人・物・金・情報が交流する基盤であり、世界経済の中で関西の将来発展のために必須の重要なテーマであると認識し、行動を展開すると位置づけております。国際観光が関西経済に与える効果は大きいと考えますが、現在、改定を行っております、関西観光・文化振興計画の計画期間において、国際観光が関西に与える影響や経済効果等の目標をお伺いします。

○議長（横倉廉幸） 門川委員。

○広域観光・文化・スポーツ振興副担当委員（門川大作） 国際観光がもたらす経済効果についてであります。今年7月の観光庁の発表によりますと、2015年における我が国全体の訪日外国人旅行消費額は3.3兆円となっており、訪問率から推計しますと、関西の訪日外国人旅行消費額は約1.4兆円となる。また、日本銀行大阪支店のレポートによりますと、2016年に関西空港から入国した外国人の旅行消費額が約8,700億円、関西域内の経済

波及効果が約3,400億円と試算されております。

今後、訪日外国人旅行者は、各種施策などにより順調に増えていくことが予想され、国際観光の経済への寄与度が高くなっていくことは間違いないと認識しており、これを地域経済の活性化、市民の皆さんの豊かさにつなげていくことが重要であります。

このような状況を踏まえまして、昨年8月、関西観光・文化振興計画に掲げる訪日外国人旅行消費額の目標値を約1兆円から3兆円に見直したところでございます。この目標達成のためには、訪日外国人数の増加に加えまして、広域観光周遊ルートの促進による滞在期間の長期化や、関西の各地の食や文化、伝統産業など多彩なコンテンツを活用した体験型観光の推進などに向けた取組を一層進めることが重要であると考えております。

現在、パブリックコメントを行っております関西観光・文化振興計画中間案にもその旨を掲げてはおりますが、西崎議員ご指摘の点も踏まえまして、最終案の取りまとめに向けまして、観光消費額の拡大に向けた取組の重要性を踏まえた記載内容を工夫してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横倉廉幸） 西崎照明君。

○西崎照明議員 目標を達成していただくことを期待いたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（横倉廉幸） 西崎照明君の質問は終わりました。

次に、吉川敏文君に発言を許します。

吉川敏文君。

○吉川敏文議員 堺市の吉川でございます。先ほど滋賀県の目片議員のご質問で、門川委員が自転車の堺をご紹介いただきましてありがとうございました。ビワイチ、アワイチだけではなく、森議員がおっしゃった、サイクリング王国和歌山でも、ぜひ堺の自転車をご利用いただきたいと思います。

私からは、水素社会の実現に向けた取組について、まず、関西広域連合の取組方針を伺いたいと思います。

水素社会実現に向けた取組については、昨年6月の臨時議会で質問し、約1年半が経過いたしました。その間に第3期広域計画及び関西創生戦略の改定もあったことから、再度改めて質問をしたいと思います。

水素社会の実現に向けて、政府においては水素燃料電池戦略ロードマップで、中長期的な取組を示し、企業においても家庭用燃料電池の展開や燃料電池自動車の市場投入など動きが進んでおります。関西広域連合でも、第3期広域計画及び関西創生戦略において、連合が連絡調整することが効率的かつ効果的な取組として、緊急的かつ集中的に実施するものと位置づけ、環境保全や産業振興の観点から、水素社会の実現に向けて、企業支援や普及啓発など、広域的な取組を実施するとしております。

そこで、関西全体で水素社会実現に取り組む意義、どのような将来像を考え、特にどのような分野で広域的な取組を推進していくのか、取組の方針についてお示しをいただきたいと思います。

○議長（横倉廉幸） 三日月委員。

○広域環境保全担当委員（三日月大造） お答えいたします。

水素は、使用の段階で二酸化炭素を発生しないことから、化石燃料由来のエネルギーに代えて様々な場面で利活用することにより、地球温暖化対策に寄与することが期待されております。

また、水素は、製造原料の代替性が高く、再生可能エネルギーを含む多様な一次エネルギー源からさまざまな方法で製造することができるため、エネルギーセキュリティの向上にも大きく貢献し得ると考えられます。

さらには、水素燃料電池関連の市場規模、こちらは我が国だけでも2030年に1兆円程度、2050年に8兆円程度に拡大するとの試算がありますほか、我が国の燃料電池分野の特許出願件数は世界第1位であるなど、水素の利活用を進めることは産業振興にもつながるものでございます。

関西には、ご案内のとおり水素ステーションや燃料電池、それらの関連機器や部材の開発、製造に先進的に取り組むリーディングカンパニーが多数立地しており、全国に先駆け、水素利活用機器の実用化や、将来の大規模な水素供給システムの構築に向けた実証事業も展開されております。また、高度な技術力を有する、多様で厚みのある中堅・中小企業が集積しており、水素・燃料電池分野への参入を通じて、地域経済の活性化に寄与することが期待されます。加えまして、関西は地球温暖化対策をはじめとする環境保全対策に先導的に取り組んできた歴史もございます。

関西広域連合として、こうした関西圏の有する強みを活かし、いち早く水素社会の構築に向けた取組を進めることは、水素関連産業分野の伸張による地域の活力向上、二酸化炭素の排出が抑制された低炭素な社会の実現といった社会課題の解決につながるものであると考えています。

このため、水素社会の実現に向けた取組の推進を本年4月に改訂いたしました関西創生戦略に位置づけ、エネルギー検討会を中心に、広域環境保全局や広域産業振興局が連携いたしましたして、今年度から地方創生推進交付金も活用し、関西圏における水素の利活用の拡大に向けた広域的な取組の検討を開始したところでございます。

このエネルギー検討会におきましては、これまで交付金事業に関する打ち合わせや構成府県市における計画や協議会の設置状況などについて意見交換を行いました。

今後、関西圏における水素関連分野の可能性や、水素の利活用を進めるための具体的な絵姿を示すことにより、構成府県市をはじめとする域内の自治体、民間企業において、水素関連の新たな連携やプロジェクトの創出など、水素社会の実現に向けたさまざまな取組が進展するよう促してまいりたいと予定しております。

○議長（横倉廉幸） 吉川敏文君。

○吉川敏文議員 ご答弁ありがとうございます。水素社会実現に向けた取組は、関西広域連合では環境面、そして、産業振興面で有益であること、そして、関西には、その分野の企業の、簡単に言うと集積がある、そして、具体的な取組も既に見られるということから、関西広域連合で積極的に取り組んでいきたいと思いますという位置づけがされたということだと思います。政府の水素燃料電池戦略ロードマップでは、水素社会実現に向けた具体的な数値目標が掲げられております。例えば、燃料電池自動車、いわゆるFCVの普及台数については、2020年ごろに4万台程度、2025年ごろには20万台程度、そして、2030年ごろには80万台程度とされておりまして、合わせて2025年ごろから業務・産業用燃料電池の

自立的な普及拡大、そして、2030年ごろから事業用水素発電の本格導入と、こういったことも示されているわけでございます。

こうした政府の目標に対して、関西広域連合はどのようなスタンスで関わっていくおつもりなのか、まずお示しをいただきたいと思います。

また、先んじて水素社会実現に意義を見出すならば、私は本気の取組が、稚拙な言い方かもしれませんが、必要だと思います。しかし、現在の連合の取組姿勢は少し積極性に欠けるのではないかというふうに感じているところでございまして、広域連合として、政府の目標に連動した、あるいは、広域連合独自の具体的な目標を掲げ、その実現に向けた計画的な取組を示すべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（横倉廉幸） 三日月委員。

○広域環境保全担当委員（三日月大造） お答えいたします。

社会のさまざまな場面で水素を利活用する水素社会の実現のためには、水素の安定的な供給体制の確立や水素コストの大幅な削減が不可欠であり、それによりさらに水素の需要が拡大するという好循環をつくり出していく必要があると考えます。こうした観点から、国が、2016年3月に改定した、水素燃料電池戦略ロードマップ、こちらをご紹介いただきましたが、こちらでは、2030年頃、水素発電の本格導入、大規模な水素供給システムの確立を目指すとされております。

関西広域連合としては、この2030年頃を念頭に、水素発電導入や水素供給体制の構築が実現していることを想定し、今年度から3年間の計画で、関西圏における水素関連のポテンシャルを把握するとともに、水素の製造や輸入、貯蔵、輸送から利活用までのサプライチェーン構想を策定していくこととしています。

まず今年度は、水素ポテンシャルの把握を進めており、現在、関西圏における水素燃料電池分野の研究機関、水素プロジェクト、供給移送インフラ、水素関連企業の状況等のさまざまな情報を収集、整理しているところでございます。さらに、将来どのような水素利活用技術や機器がどの程度普及し、どの程度の量の水素が使用されるのか予測を行うとともに、二酸化炭素排出量の削減効果につきましても試算いたしまして、年度末までに、これらの情報を水素ポテンシャルとしてマップ化したいと考えております。

こうしたポテンシャルを踏まえまして、次年度以降、水素を利用する機器等の種類毎に、水素供給地と需要地を結ぶ最適な方法を提示するとともに、その実現のための自治体の役割などを盛り込んだサプライチェーン構想を策定する予定でございます。

議員お示しの目標の設定につきましては、例えば、水素を利活用する代表的な製品の一つであります燃料電池自動車が、国内2社においてそれぞれ高級車1車種しか現在の時点で販売されていないといった導入初期にありますことから、また、加えまして、構成府県市間での取組状況に違いがありますため、現時点では関西広域連合として目標を設定する段階には至っていないと考えております。

今後、水素ポテンシャルマップや今、申し上げたサプライチェーン構想といった将来の絵姿を構成府県市間で共有いたしまして、実際の水素サプライチェーンの早期構築に貢献するプロジェクトの創出を促進するなど、将来像の実現に向け取組を進めていくとともに、広域産業振興局における大学と水素関連企業とのマッチングでありますとか、広域環境保全局における事業者と連携したFCVの普及啓発事業などを進めていくこととしておりま

して、こうした過程で関西における水素の利活用に関する目標設定につきましてもより積極的に取組を進めていくという観点から議論を深めていきたいと考えております。

○議長（横倉廉幸） 吉川敏文君。

○吉川敏文議員 水素ポテンシャルマップやサプライチェーン構想、これはじっくり考えていかれるということもよく理解はできます。ただ、政府が目標としている、例えば、燃料電池自動車、2020年でしたか、までに4万台という目標。では、現実にどれくらい水素燃料電池自動車が登録されているかということ、16年末で1,500台程度だということでございます。今2017年でございますから、あと3年、じゃあ、この3年で1,500台が4万台になるのかという、一体誰が責任を持ってこの目標を達成するのかということが疑問に思われるところでございます。

また、水素ステーションに関しましては、2020年までに全国160カ所という目標でございますけれども、現在、91カ所。関西広域連合の域内では14カ所だと思います。私は、先ほどご答弁いただきました水素ポテンシャルマップやサプライチェーン構想をじっくり練るという中長期的な計画をしっかりと考えるという部分も必要だとは思いますが、同時に水素を利用する裾野をできるだけ早い段階で広げていくということも重要ではないかと思っております。この技術的な優位性が世界における産業振興や環境保全の優位性を担保するかということ、私は決してそうではないと考えておまして、そこには一定政治的な判断、決断、これが必要ではないかというふうにと考えておるところでございます。

残念ながら、平成29年度の構成府県市の水素関連予算も事務局に尋ねるとまだ整理はされていないということでございました。こうした状況で将来の夢を語るというのはなかなか難しいのかもしれませんが、私は東京一極集中を嘆くよりも、せめて、この水素社会実現に向けては、関西のポテンシャルが高いとおっしゃるのであれば、東京に先んじて積極的に攻め込んでいただきたいということを要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（横倉廉幸） 吉川敏文君の質問は終わりました。

次に、住吉寛紀君に発言を許します。

住吉寛紀君。

○住吉寛紀議員 兵庫県議会議員の住吉寛紀です。通告に従いまして、2問質問させていただきます。よろしくお願ひします。

さきの7月臨時会では、関西における人口の自然増対策について質問しましたが、今回は、関西における人口の社会増対策について質問いたします。

兵庫県における人口流出は平成28年で6,760人と北海道、熊本県に次ぐ第3位であります。本県としては、県内への移住・定住に関する相談対応や地域の各種支援策などの情報提供を行う「カムバックひょうご東京センター」を平成28年1月に東京都千代田区にオープンしました。また、平成29年4月から職業紹介を行う「カムバックひょうごハローワーク」を併設し、移住・定住に向けて兵庫県の魅力を発信するとともに、移住相談や就労相談、居住相談を一体的に実施するなど、兵庫への定着、還流に向けた取組を進められております。

関西広域連合の構成府県に目を向けますと、総務省が発表している首都圏内で都道府県が設置している常設の移住相談窓口、これは平成29年3月31日現在が最新のものですが、

これによりますと、京都府が1、大阪府が1、奈良県が2、和歌山県が1、鳥取県が3、徳島県が2あります。また、10月29日に滋賀県の魅力を発信する拠点として、日本橋に「ここ滋賀」がオープンしました。私も先日東京へ行く機会があり、ランチを食べてきました。おいしかったです。ごちそうさまでした。このように、東京からの移住者獲得に対して、どの府県も力を入れておりますし、その市町も力を入れております。これだけ乱立している中で各自治体の良さをPRすることは難しい。ある意味、群雄割拠の時代になってきたといっても過言ではありません。毛利元就の有名な逸話に三本の矢という話があります。これは説明するまでもない有名な話ですが、元就が3人の息子に対して、1本の矢を息子たちに渡して折らせ、次に3本の矢の束を折るように命じましたが、折ることができませんでした。1本ではもろい矢でも束になれば頑丈になることから、3兄弟の結束を強く訴えかけたものです。一つ一つの府県ではなかなか東京に対抗できませんが、2府6県が結束することで東京に対抗できるのではないのでしょうか。

さきの定例会で人口1,300万人の東京に対抗できるのは人口2,200万人を有する関西広域連合だけであるという旨の答弁をしており、まさにそのとおりであると思います。現在、各府県がばらばらといいますか、単独で行っているUIJターンを共同で行うことで、より効果的に効率的に施策を展開できるのではないのでしょうか。例えば、「カムバックかんさい東京センター」を創設し、移住窓口を一つにすることにより、コストの面も削減できますし、何よりこの関西には都市部、田舎、山、川、海、島、太平洋、瀬戸内海、日本海側などさまざまなバリエーションを提供できる窓口となります。それは、移住希望者にとっては魅力的なコンテンツであります。とりあえず「カムバックかんさい東京センター」に行けば何でもあるというようなイメージにつながり、他の道府県よりも一歩進んだセンターになるのではないのでしょうか。また、就職の合同説明会の開催なども効果的だと思います。

そこで、関西広域連合での社会増対策についてのご所見をお伺いたします。

○議長（横倉廉幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） ご質問の中でも触れられましたように、各府県がカムバックセンターを設けて活動を展開されておられます。例えば、私ども兵庫県、東京に昨年1月に作ったわけではありますが、1年間で相談件数は1,400件、しかし、移住していただいた方は18人ということでありました。ただ、私は、がっかりはしておりません。1,400人もの方が相談に来られて、関心を示された、子供の教育の問題とか、生活環境の変化の問題とか、仕事の問題とか、バリアは非常にたくさんあるわけですので、そのバリアを一つ一つ解決していかないと移住できないわけですから、そういう意味でその潜在的な数が1,400件もあるんだということに実を言うと期待をさせていただいております。

さて、それが大変効率的なのかどうかという観点でご質問いただいているんだと思います。相談に見える方は実を言うと、兵庫の出身者が兵庫に帰りたいたいだけでなく、大阪の方、京都の方も兵庫も行ってみたい、住んでみたいと思われる方もたくさんいらっしゃるわけですので、ご提案いただいたような合同センターがあったほうが、いわば自分の好みで相談ができる、関西全体に対して、という機能を持ち得ますので、これはひとつ検討する余地があるかもしれないと今、質問を受けながらはたと気づきました。ただ、関西広域連合の事務として行えるかどうかは少し規約との関係でしっかり吟味する必要は

ありますが、もし関西広域連合が取り組めなければ、コーディネーターとして、この指とまれじゃありませんけれども、合同でコーディネーターとして関西広域連合が機能するというとも考えられますので、しっかりと検討を進めていきたいと考えております。

また、今年度設置いたします、広域計画のフォローアップ委員会の意見も十分踏まえながら検討を進めたい、このように考えます。

○議長（横倉廉幸） 住吉寛紀君。

○住吉寛紀議員 ご答弁ありがとうございました。十分検討する余地があるというので、非常に前向きな意見をいただいたのかなと思います。私も東京に友人とかいらっしやいますが、姫路といってもなかなか兵庫県とつながらないですし、兵庫県がどこにあるんだということはよく言われております。逆に関西だと漠然とこの場所だなというのが非常にあると思いますので、ぜひともこのあたりは検討していただいて、関西広域連合だからこそできる取組だと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

2つ目は、関西広域連合からはじめる先駆的なICT化の徹底についてであります。

少子高齢化の進展、人口減少社会の到来などさまざまな行政課題に直面する中であって、限られた人的資源をより効率的・効果的に活用し、真に必要な住民サービスを提供していく必要があります。そのためには行政運営の効率化や行政サービスの向上を目指して、行政の各分野でICTを最大限に活用することが求められております。例えば、紙による業務処理から、電子にデータによる業務処理の徹底的な転換を図るペーパーレス化やWeb会議、電子決裁、リモートアクセス機能、BYOD機能、テレワークの導入などのICT化に積極的に各自治体に取り組んでいく必要があると考えております。

しかしながら、例えば、兵庫県は一般行政部門の職員が約6,000名在籍しており、非常に大きな組織となっております。それらの導入については慎重に検討していく必要があります。過去の県議会の質問等においても、他の自治体の実績を研究しながら進めていくとか、他の自治体の実績を研究しながら検討していくなど、非常に慎重な姿勢という印象があります。導入に関して多くのコストもかかることから、その姿勢については、ある程度仕方のないことかなと思っております。

ところで、この関西広域連合は構成府縣市からそれぞれ職員を出向という形で派遣しており、本部事務局の職員数は33名とコンパクトな組織であります。このようなコンパクトな組織で、ある意味、実験的にICT化の先駆的な取組をしやすいのではないかと考えております。関西広域連合で、効果的であるとわかった取組については、それぞれの自治体に還元しやすくなりますし、また、広大であるからこそ、Web会議などは非常に効果が発揮できるのではないのでしょうか。

先日、議会のペーパーレス化の取組のセミナーに参加いたしました。そこでは埼玉県の久喜市議会がタブレットを導入して、ペーパーレス化を進めたことについてのセミナーでした。導入した技術自体は、私が社会人のときに既に行われていたペーパーレス化や情報の共有化など、既に数年前には一般の企業で導入されているような内容でした。そのことで、久喜市議会は各議会からの視察が大幅に増えたというふうに聞いております。関西広域連合でも、より先駆的で革新的なICT化を進めることで、より注目される存在になる可能性もありますし、何よりコンパクトな組織だからこそ導入しやすい取組もあると思

ます。

そこで、関西広域連合から始める先駆的なICT化の徹底についてのご所見をお伺いたします。

○議長（横倉廉幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 関西広域連合は、言うまでもありません、大変広い地域を抱えておりますので、遠方から会議に集まったり、通勤したりという課題があります。時間、経費の節約や業務効率化のために、ICTを活用した改善や取組がさらに必要だ、このように思います。

現在、行っている取組ですが、昨年度から広域防災局においてスタートさせましたWeb会議がございます。今年度は本部事務局及び広域観光分野の会議においても本格的にこのWeb会議を活用をし始めました。出張回数の削減は旅費を抑えるだけではなく、移動に伴う職員の負担を減らすことにもつながりますので、今後さらに、他の分野事務局における会議などに活用していきたい、このように考えます。今後の取組としては、連合委員会ははじめ各種会議において、タブレット等を用いたペーパーレス化などについては試行していきたいと考えています。

構成府県市の中にはテレワークの導入など既に先進的な取組を行っているところもありますので、そういった取組を情報共有することで、広域連合の効果的なICT化につないでまいります。

なお、私はどちらかという、タブレット画面を幾らながめていても発想がわからないタイプであります。紙でないのだめなんです。紙だとぺらぺらとめくって、肝心のところを見てすぐに意見が言える。ところが、タブレットは全部見ていけないといけない。そういう欠点もありますので、その辺はやはり私は併用せざるを得ないのではないかなという感じはいたしておりますが、ともあれ、試行をするように努力をしていきたいと考えております。

○議長（横倉廉幸） 住吉寛紀君。

○住吉寛紀議員 ご答弁ありがとうございます。タブレットは苦手といいますか、そういった発言もあったと思います。私も元々新聞などは紙で、紙面で読んでいたのですが、最近ではもうタブレットで読むようになりました。最初は本当になかなか入ってこないといいますか、情報が頭に入ってこないことが多かったのですが、慣れてくるとその紙面と同じように読めるような形になりました。おそらく、井戸連合長も習うより慣れろだと思いますので、一度試していただきたいと思います。とはいえ、ICT化というのは本当に業務の効率化、残業時間の短縮にもつながりますし、機械であったり、AIとか、そういったことができることは任せて、人間しかできないことをすることによって、業務の質の向上にもつながっていくと思います。いろんな自治体でもやっておると思いますし、何より企業とか、そういったところが非常にセキュリティの関係で難しいのかもしれないですけど、そういったところが非常に先駆的な取組をしていると思います。私もこれからどんどん研究して、提案できるものはしっかりと提案していきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（横倉廉幸） 住吉寛紀君の質問は終わりました。

次に、森脇保仁君に発言を許します。

森脇保仁君。

○森脇保仁議員 兵庫県議会の森脇保仁でございます。いましばらくおつき合いをお願いいたします。

私からは3項目質問をいたします。

まず、第1の項目は、広域連合の施策、事業の見直しについてであります。

関西広域連合は、平成22年12月1日の設立から間もなく丸7年を迎えます。この間、防災、観光・文化・スポーツ振興、産業振興、医療、環境保全、資格試験・免許等、職員研修の7分野の広域事務に取組、とりわけ東日本大震災、熊本地震や鳥取県中部地震に対する支援、ドクターヘリの運用など着実に成果を上げてきました。また、現在は広域交通インフラ整備、ワールドマスターズゲームズ開催や大阪万博の誘致への支援、女性活躍など、関西全体で実施すべき政策の企画調整にも取り組んでいます。こうした広域課題の解決に向けた積極的な取組は評価されているところであります。これら、広域連合における取組の推進に当たっては、構成府縣市合意に基づくことを原則としており、また、住民や有識者で構成する広域連合協議会からの意見を踏まえるなど、構成団体の取組との整合性を図りつつ、施策、事業の方向性について客観的な見解を取り入れています。加えて、戦略的な施策の推進に向けて、年度ごとに成果志向による施策運営目標を設定しています。これをもとに事業の達成状況や効果をP D C Aサイクルにより把握し、必要性、有効性などの観点から自ら評価を実施するとともに、監査委員からも意見を聴取して、事業の効率性の向上や取組の重点化を図っています。しかし、組織においては、時間の経過とともにその機能が低下することは避けられないものであり、それを自己チェックする機能についても徐々に形骸化してしまうものであります。これは、設立から8年目を迎える広域連合についても例外ではないと考えます。とりわけ、7分野の広域事務については、事業実施主体である各分野事務局自らが自己チェックを行う仕組みではなおさら形骸化する懸念があります。事業実施主体とは別の一元的なチェック機能を働かせ、広域で処理することにより住民生活や行政効果の向上が図られ、または効率的な執行が期待できる事務を広域連合で実施するという基本に立ち返り、より適切な手法により既存の施策や事業について不断の見直しを行うことが求められるのであります。

そこで、現在においてもP D C Aサイクルによる目標管理が行われているところですが、現在の施策、事業が広域連合だからこそ取り組むべきものであるか否かを、チェック機能をより高めて、いま一度見直すべきと考えますが、ご所見をお伺いします。

加えて、P D C Aサイクルが陥りがちな点は、施策の立案、P L A Nから予算の執行、D Oへと拙速にサイクルが回り、概して事前評価は軽視されているところであります。その結果、最小の経費で最大の効果を上げることが困難となるのではないのでしょうか。このP D C Aサイクルの欠陥を克服したのが、R O A M E Fサイクルであり、イギリスにおいて政策形成に用いられています。P D C AサイクルのP L A Nを、1、施策の必要性・正当性、2、目的、3、事前評価の3つの段階にさらに細分化し、D Oに至るまでの施策の内容及びコストについての事前評価を十分に行うことで、施策の選択と集中を行い、より大きな施策効果を達成するものであります。ぜひ、P D C Aサイクルの発展形として導入を検討されたいが、ご所見をお伺いいたします。

質問の第2でございます。

武力攻撃等が生じた場合の住民の避難場所の確保についてであります。

北朝鮮が、日本の上空を通過する中距離弾道ミサイルの2回目の発射と同時期に水爆実験という大規模な核実験を行いました。大陸間弾道ミサイルに核を搭載させる技術を完成させるのは時間の問題と言われ、危機感が高まっていますが、実は中距離弾道ミサイルであるノドンには既に約300基が実戦配備されているとも言われています。全てを犠牲にして核やミサイルの開発を進めてきた北朝鮮が、それらを放棄することは考えにくく、我が国民の生命と平穏な暮らしが危険にさらされる可能性が極めて高まっています。

さて、有事における国民保護の状況は甚だ心もとないものであります。核シェルターの普及率もスイスやイスラエルが100%、アメリカが83%であるのに対し、我が国はわずか0.02%であります。避難所として学校等が指定されていますが、どのように核兵器や化学兵器、生物兵器から国民の生命を守るのか、具体的な方法が示されているとは言えません。しかも、ミサイル攻撃の場合、Jアラートによる情報伝達が行われても、数分間しか避難のための時間はなく、3から5分で避難所へたどり着ける住民はごくわずかであると思われます。国民保護制度において、国民を安全に避難させるのは、一義的には府県知事であります。

そこで、お尋ねします。府県民の生命を守るため、核シェルターなど、ミサイルが発射された際の避難場所の確保等が必要であり、住民の安全確保に向けて関西広域連合としても取組を行うべきではないかと考えますが、ご所見をお伺いします。

第3の項目は、南海トラフ地震に係る津波対策についてであります。

南海トラフ地震の津波被害対策について、関係構成府県は浸水想定を作成していますが、あわせて限られた範囲で防潮堤の地盤改良等の強化対策が実施された場合の浸水想定区域が公表されています。こうした対策後の浸水区域は、海岸に近い低地帯であったり、江戸時代に埋立てられた軟弱な地盤であったりするのではないかと思います。とにかく、津波に対しては避難することが第一ではありますが、避難行動要支援者など、逃げ切れない人もいるだろうと考えられます。そのような地域の低層住宅や軟弱地盤に立つ中層住宅などについて、人命を第一に考え、対策を講じるべきではないでしょうか。

その際参考になるのは広島豪雨災害を契機に改正された土砂災害防止法であります。兵庫県では、まず警戒避難体制の構築が急務と判断し、約15年間をかけて警戒区域を指定した後、立地抑制等に効果のある特別警戒区域指定を進めており、現在、急ピッチで住民の合意を得る努力をしながら指定に向けた作業を進めております。他の府県でも同様かと思えます。仮に指定に向けた合意が得られなかったとしても、改正された土砂災害防止法では災害の危険性を周知することとされており、区域指定推進に向けたということになっています。また、住宅の除却や補強への補助、区域外への移転のための住宅の新築等に対する助成や融資が制度化されているものであります。

そこで、南海トラフ地震の津波浸水エリアにおいても、当該地域から転居した際の除却費用への補助や区域外に新たに住宅を取得した際の費用への助成、公営住宅への優先的な入居を行う一方で、当該地域への新たな住宅の建築に対しては一定の規制を設けることなど、住民負担を軽減できるよう国に対し要望するべきではないでしょうか。

また、広域連合構成府県では、和歌山県と徳島県で津波災害警戒区域を設定しておられ

ますが、浸水区域のある大阪府や兵庫県の一部も含め、各構成府県市がより丁寧に津波災害警戒区域を設定し、さらには広域連合が主導し、津波災害特別警戒区域の設定を急ぐべきではないかと考えます。ご所見をお伺いいたします。

○議長（横倉廉幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 森協議員のご質問にお答えいたします。

まず、広域連合の施策事業の見直しについてのお尋ねがありました。

広域連合としましては、施策運営目標に対する行政評価を毎年度実施しております。今年度から、原則として数値目標の設定を義務化するなど、P D C Aサイクルが効果的に機能するよう見直しました。また、有識者等で構成される委員会を設置して、指導・助言を受けている分野事務局もあります。既存事業について、社会情勢やニーズの変化に対応し不断の見直しを行ってまいります。

今後、有識者等による委員会として広域計画等フォローアップ委員会を設置して、現在広域連合が実施している事務が広域自治体としてふさわしい事務かどうかについて検証を行うとともに、第3期広域計画や関西創生戦略の達成状況の評価・検証、広域計画に記載されている項目のうち未着手のものについての事業化や、新たに取り組むべき課題について議論いただくことにしています。さらには、広域行政体制の面からは、今後の広域連合のあり方についての検討を行うための委員会における議論に期待しております。

このような取組によりまして、広域連合が実施している施策、事業について第三者によるチェックを強化することになりますので、これからの広域連合が取り組むべき広域的な課題と、それにふさわしい行政体制についても検討を深めてまいります。

なお、ご指摘いただいたROAMEFサイクルではありますが、P D C Aサイクルにはない事前評価を導入し、効率的、効果的な事業を選択することにより、政策効果を高めていく有効な手法であると考えられています。まずは今後、その内容を十分に勉強させていただきたい、そして、検討してまいりますので、これからもご指導いただきたいと存じます。

続きまして、武力攻撃事態の避難場所の確保についてであります。

ミサイル飛来時の対応については、9月17日に実施いたしました兵庫県西宮市での訓練におきまして、住民のほうからは、防災行政無線が聞き取りにくい、高齢者、障害者の避難はどうするのかといった課題が明らかにされました。今後配慮すべき事項として関西広域連合構成団体間で情報共有し、地域での訓練など各構成団体での取組に活用してまいります。

避難場所の確保でありますけれども、関西広域連合の各構成団体で学校や公民館など約1万2,000施設を指定して、国の国民保護ポータルサイトや構成団体ホームページ等で公表しております。加えて、現在、国からの通知を受け、地下施設等の追加指定を進めています。

ご指摘のシェルターの整備については、西宮市での避難訓練の際にも住民から意見が出されています。国の関係省庁でシェルター整備を含めて避難施設のあり方を検討していくことになっています。

今後とも、構成団体をはじめ、国・市町村等関係機関と緊密に連携し、指定した避難施設の所在や飛来時にとるべき避難行動について住民への周知に取り組むことといたしますし、Jアラートなど、情報伝達訓練や住民避難訓練を積重ね、府県民の安全確保に取り組

んでいく覚悟であります。実態はなかなか難しい面があることをご理解いただきたいと思います。努力はしてまいります。

続きまして、南海トラフ地震の津波対策についての尋ねがありました。

南海トラフ地震による津波の発生に備えて、関係する府県では、防潮堤や護岸の整備、強化、津波避難ビルの指定や避難路の整備などのハード対策を行っております。あわせて、迅速な情報伝達体制の構築や浸水想定区域図の作成、避難訓練の実施などのソフト対策も行い、総合的に実施しています。

津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき知事が指定するものであります。特別警戒区域は、一定の開発行為や病院等の建築が制限されこととなります。また、国の防災集団移転促進事業では、集団移転に伴う住宅建設や移転に対する費用への補助が行われます。

特別警戒区域の指定や、住宅等の高台移転は、住民の合意形成や私的財産の制限、財源確保、市町村のまちづくり計画との調整等の課題が出てまいりますので、全国的に進捗していない状況です。

例えば、兵庫県では、津波到達までに余裕があるほか、市町のハザードマップや津波避難計画図の作成が完了しておりますので、あえて警戒区域・特別警戒区域の指定は行っておりません。

関西では、和歌山県が特別警戒区域の指定基準の検討を行われておられます。また、区域指定を待たずに、公共施設等の高台移転、例えば、徳島県立海部病院、和歌山県海南市役所、同湯浅町役場など高台移転、公共施設の高台移転、避難後に速やかな復興に取り組むための事前復興計画の検討、徳島県美波町などが進められている地区もございます。

警戒区域や特別警戒区域の指定に関しましては、地域の実情に応じて各府県で判断すべきだと考えますけれども、住宅等高台の移転が円滑に進められる必要がありますので、国に対して、技術的助言や必要な財政的措置など、強力な支援措置の実施を要望してまいります。また、今回改定する「関西防災・減災プラン」を通じて、津波避難の住民への共同啓発や高台への集団移転などを含む事前復興計画の策定促進など、住民の命を守る対策を進めてまいりますので、よろしくご指導をお願いいたします。

○議長（横倉廉幸） 森脇保仁君の質問は終わりました。

次に、安達和彦君に発言を許します。

安達和彦君。

○安達和彦議員 神戸市会の安達和彦でございます。最後でございます。よろしくお願いいたします。

早速でございますが、2点にわたりまして質問させていただきたいと存じます。

まず、働き方改革についてお伺いをいたします。

労働環境の改善は企業だけではなく、今や国全体に関わる問題であります。国においては、働き方改革を一億総活躍社会の実現に向けた最大のチャレンジであり、日本の企業や暮らし方の文化を変えるものに位置づけ、推進しているところであります。関西広域連合の各構成団体におきましても、それぞれが働き方改革に取り組んでおり、多様な働き方の推進や業務の生産性向上などを柱として、住民のために高いパフォーマンスを発揮するとともに、職員のワークライフバランスの実現も目指しているものと認識しておりますが、

関西広域連合はその旗振り役として関西圏における取組を先導する役割を担っているものと考えております。例えば、現在クールビズの名称で全国に浸透している、温室効果ガス削減のための取組について、関西夏のエコスタイルキャンペーンとして全国に先駆けて実施してきた実績もございます。このような取組実績も踏まえ、関西広域連合から経済団体等とも連携し、働き方改革に向けた企業や住民への意識改革を積極的に促すべきと考えますが、井戸連合長のご見解をお伺いいたします。

次に、関西広域連合の存在感についてお伺いいたします。

関西広域連合は、簡素で効率的な運営を図る観点から、構成団体の組織や人員を活用することを基本としており、本部事務局職員は、構成団体からの派遣により、また、分野事務局職員は担当委員府県の職員が兼務していることは承知いたしております。

ただ、このような事務局体制では、分野事務局が分散されていることから、本部事務局と分野事務局、また分野事務局間における相互連携が課題となっていることも指摘されています。関西を牽引していく役割を担っている関西広域連合の政策立案、企画調整機能を一層発揮するためには、関西全体を見渡すことのできる人材の育成が極めて重要であると考えます。

そこで、まずは本部事務局に広域連合全体の政策や事業を統括し、政策調整や広報等を担当する専門官として民間人材を配置するなど、事務局機能、事務局体制の強化を図るべきと考えますが、井戸広域連合長のご見解をお伺いしたいと思います。

以上、2点です。よろしくお伺いいたします。

○議長（横倉廉幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 安達議員のご質問にお答えいたします。

まず、働き方改革についてであります。

国が示します働き方改革の検討テーマでは、非正規雇用の処遇改善、賃金引上げと労働生産性向上、長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備、子育て・介護等と仕事の両立、女性・若者が活躍しやすい環境整備など非常に多岐にわたっております。

構成団体におきましても、意識改革によるノー残業デーの徹底や、管理職等のマネジメント強化による超過勤務削減の活動、あるいは、休暇取得促進対策、立ち会議による会議時間の短縮、短時間勤務制度や在宅勤務、テレワーク制度の導入など、さまざまな取組が実施されたり、試行されております。

広域連合では、経済界、地域団体などと連携しまして、今年度、女性活躍推進会議を設置し、働く女性が日本で最も活躍できる地域は関西だということを目指して議論を進めてまいりたいと考えております。この中で、長時間労働の改善とか、ワーク・ライフ・バランスの推進とか、男女を問わず多様で柔軟な働き方の実現などにつきまして、どのような取組を広域的に行うのが効果的かを検討して、民間企業や住民に対して、働き方改革の機運醸成、意識啓発を図れるようにしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくご指導お願いしたいと思います。

続きまして、また存在感が薄いというご指摘を受けてしまいました。関西広域連合では、できるだけ簡素で効率的な運営を図るということから、構成団体の組織や人員を活用することを基本としております。このために分野事務局の職員は各分野担当委員の府県職員が兼務し、本部事務局の職員のみ構成団体から派遣された職員を専任として配置しています。

こうした人員体制とすることで、業務の一極集中を避け、本部事務局の肥大化を防止するとともに、構成府県市が持っています事務処理のノウハウや人材育成システムを最大限に活用できるというメリットがありますし、新たな課題への対応に適した構成団体の人材を当てるといふことも可能となっております。

関西広域連合の政策立案、企画調整機能を強化する手法として専門的な民間人材を配置した場合、民間ノウハウの活用、専門的な知見の発揮や蓄積、事業運営の継続性の観点から期待ができます。しかし、現在の体制のままでは処理する業務が限定されておりますので、配置可能なポストが限られて、人事の固定化とか、人件費の負担増などの課題がまだ大きいのではないかとこのように懸念をいたしております。

将来的に、国の、例えば、出先機関の移管ですとか、新たな独自事務の展開など、関西広域連合の処理する事務が拡大する際には、新たな体制整備が必要になると考えておりますが、現時点では、広域連合職員を対象に目指すべき将来像とその実現方法を学ぶための研修などを通じて、各職員の資質の向上を図り、関西における広域行政の責任主体にふさわしい人材育成に努めてまいります。併せまして、ご指摘のように、分野事務局の連携が不十分なケースも見られますので、分野事務局同士の連携、ネットワークにはさらに意を用いていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（横倉廉幸） 安達和彦君。

○安達和彦議員 ご答弁ありがとうございます。

まずは、働き方改革についてでございますが、女性も男性も高齢者も若者も全ての方の一人一人のニーズに合った納得のいく働き方を実現するため、働き方改革の実現に向けて取組を推進する必要があると考えております。関西広域連合自体においても、従来までの業務スタイルそのものを見直す変革も必要だと思います。

そこで、民間企業における先進事例も参考にしながら、ICT環境整備等による業務のさらなる効率化と生産性向上に取り組むべきだと感じております。

そこで、まずはおおむね毎月1回行われております、関西広域連合委員会において、各連合委員や事務担当者等の随行者も含めて、既に民間企業や一部自治体等において導入されております、タブレット端末によるペーパーレス会議を積極的に導入することを提案しようと考えておりましたが、先ほど住吉議員に対して井戸連合長からその試行実施についてご答弁がございました。関西広域連合自体といたしましても、連合委員会におけるペーパーレス会議の導入などの働き方改革に積極的に取組、圏域、構成団体を先導する役割を果たすことができるよう、お願いを申し上げ、この点については要望とさせていただきます。

続きまして、存在感についてでございますが、再度お尋ねをいたします。

関西広域連合は設立後、7年が経過いたします。その活動を広く知っていただくために、ホームページのほか、メールマガジンやフェイスブックなども活用しながら、情報発信を行っているものの、それでも圏域人口2,000万人に広くその活動が浸透しているかどうかという、少し私も疑問を感じております。先ほども連合長からもご指摘があったとおりでございます。ホームページやメールマガジン等は、相手方からのアクセスや登録が必要でありまして、やはり住民に対して活動状況を積極的に知っていただくには、より戦略的な方法が必要であると思います。そのため、関西広域連合の業務を横ぐしに刺し、より戦

略的に政策の立案や調整を行い、また、有効な広報を行うことに長けた民間専門人材を非常勤でいいと思いますけれども、配置し、定例記者会見などを行うなど、広域連合の取組を常に積極的に広報することが広域連合の存在感の向上にも資するというふうに考えますが、その点連合長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（横倉廉幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） ペーパーレス化の試行につきましては、積極的に試行させていただいて、実験をしてみたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

併せまして、ただいま広域連合の広報についての提言をいただきました。議員ご指摘のとおり、住民に広域連合の取組やイメージが十分に浸透しているかと聞かれますとまだまだ、未だにということであろうかと思えます。ただ、いずれにしても、関心を持っていただけるような観光文化とか、スポーツ振興だとか、環境だとか、住民とっても身近な課題や問題やイベントなども展開しているわけでありますので、これらをいかに情報発信していくか、引き続き構成団体等と協力連携しながら取り組んでまいります。今のご提言いただいたような民間人の活用、アドバイスをもらうというようなことについても一つの選択肢として検討させていただきたいと思っています。昨年度、イメージアップ及び認知度アップを図ることを目的にシンボルマークを公募、決定しました。現在ホームページや各界、ピンバッジ等でPRを進めておりますので、シンボルマークの活用や浸透も図ってまいります。このバッジでございます。

あと、通称として広域連合はわかりにくいというような言われ方もするんですが、それだったら関西圏、圏域の圏、通称、関西圏と言ったらどうかというような、これは私の単なる今の思いつきであります。関西圏なんていうのもいいのかなと思ったりしますが、これはまた委員会でよく相談をしてみたいと思います。ありがとうございます。

○議長（横倉廉幸） 安達和彦君。

○安達和彦議員 ありがとうございます。関西圏という連合長からのご答弁がありましたが、私もこの存在感については、もう一つ突っ込んでお願いしたいなと思っているんですが、関西広域連合という名称そのものなんですけれども、これは一応地方自治法上の用語ということでこうなっているんだらうというふうに思いますが、先ほど連合長自身もおっしゃいましたように、住民の皆様方に関西広域連合の取組を話させていただく際にも、一体何を行っている組織なのか、イメージがわからないというようなご意見も伺いますし、事実、私がこの6月に関西広域連合の議員に就任しましたときに、その話をしましたときに、議員ではありません、一般の人にお話をした時に、「関西広域連合、何それ」と。何か暴走族の名前みたいやねというようなことを言われてしまいました。そういうことで、今ちょっと関西圏というようなお話がありましたけれども、例えば、正式名称とは別に何か、何をしている組織なのかを住民の皆様方によりイメージしていただきやすいように、例えば、通称名を公募するようなこと、そんな工夫も要るのではないかなというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（横倉廉幸） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 公募するかどうか合わせて検討させていただきたいと思いますが、仁坂副連合長からは、関西経済連合会が関西連といっているように、じゃあ、関西連といったらどうかというような、何か関連した提案もありましたので、ともあれその

ような活動展開するのかどうかも含めて、少しお預かりをさせていただきたいと思います。

○安達和彦議員　ありがとうございました。終わります。

○議長（横倉廉幸）　安達和彦君の質問は終わりました。

以上で、一般質問を終結いたします。

日程第 6

第11号議案から第13号議案

○議長（横倉廉幸）　次に、日程第 6、第11号議案から第13号議案について、討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、第11号議案について、採決に入ります。

採決の方法は起立により行います。

第11号議案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（横倉廉幸）　全員起立であります。ご着席ください。

よって、第11号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第12号議案について採決に入ります。

採決の方法は起立により行います。

第12号議案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（横倉廉幸）　ご着席願います。全員起立であります。

よって、第12号議案は、原案どおり可決されました。

次に第13号議案について採決に入ります。

採決の方法は起立により行います。

第13号議案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（横倉廉幸）　ご着席願います。全員起立であります。

よって、第13号議案は、原案どおり可決されました。

日程第 7

平成29年 8 月関西広域連合議会定例会提出に係る第 9 号議案

○議長（横倉廉幸）　次に、日程第 7、平成29年 8 月関西広域連合議会定例会提出に係る第 9 号議案を議題といたします。

ただいま議題となっております第 9 号議案については、総務常任委員長から審査を終了し、認定した旨の委員会審査報告書が議長宛てに提出されております。その写しをお手元に配付しておきましたので、会議規則第 3 8 条第 4 項の規定により、委員長報告を省略いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております第 9 号議案については、委員長報告に対する質疑を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横倉廉幸） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を省略し、討論に入ります。

第9号議案について、通告がありますので、浜田良之君に発言を許します。

浜田良之君

○浜田良之議員 京都府議会の浜田良之です。私は、第9号議案、平成28年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件に反対する討論を行います。

反対理由の第1は、関西広域連合が、地方分権改革の推進という名のもとに、関係機関や住民の理解も得られていない国の出先機関の丸ごと移管を国に求めるとともに、今後の広域行政のあり方として、道州制も選択肢として残していくことです。

国の出先機関の丸ごと移管について、関西広域連合の第3期広域計画では、関係機関や住民の理解を得ることも必要であることから、広域連合へ移管された場合のメリットや海外事例等を収集し、発信していくとしています。国が消極的であるだけでなく、関係機関や住民の理解も得られていない出先機関の丸ごと移管は、これ以上求めるべきではないと思います。

また、関西広域連合の第3期広域計画では、今後の広域行政のあり方については、道州制のあり方研究会の成果や海外の地方自治制度等を踏まえつつ、関西広域連合の役割や執行体制等の検討を進めると、今後の広域行政のあり方として道州制への移行も検討するかのよう表現であります。連合長は、道州制の移行は否定されているのですから、誤解を招くような表現はやめるべきではないでしょうか。

反対理由の第2は、広域インフラの検討という名のもとに、北陸新幹線の延伸や統合型リゾートIRの誘致を推進していることです。北陸新幹線の延伸については、自然環境や文化財、地下水への影響の問題、地元自治体の財政負担の問題、並行在来線はどうなるのかという問題など、関係自治体の住民の不安について解消される保証は全くありません。また、カジノを中核とする統合型リゾート、IRの誘致については、関西広域連合の各府県内に意見の違いがあるもとの、関西広域連合としてIR誘致を進めることはやめるべきであり、IRと一体の万博誘致も進めるべきではないと思います。

反対理由の第3は、原発再稼働や老朽原発の運転延長について、新規制基準の厳格な適用や関係自治体への十分な説明を国に求めるだけで反対していないことです。東京電力福島第一原発事故から6年8カ月が経ちましたが、いまだに6万人を超える皆さんが不自由な避難生活を余儀なくされています。福島の実状を見れば、万が一原発事故が起これば取り返しのつかないことになる。原発と人類とは共存できないということは明らかです。だからこそ、どの世論調査でも国民の5割から6割が原発再稼働に反対しているのです。再稼働が強行された高浜原発3・4号機の周辺地域で昨年行われた広域避難訓練では、避難計画の実効性のなさが浮き彫りになりました。関西電力は、安全対策の費用がかさむために、老朽原発である、大飯原発1・2号機の廃炉を決めました。関西広域連合として、原発の再稼働や老朽原発の運転延長にはきっぱりと反対の意思を表明すべきです。

よって、平成28年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件に反対するものです。

以上で、討論を終わります。

○議長（横倉廉幸） 以上で、討論を終結いたします。

これより、第9号議案の採決に入ります。

採決の方法は起立によります。

ただいま、採決に付しております、第9号議案について、総務常任委員長報告どおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（横倉廉幸） 起立多数であります。ご着席ください。よって、第9号議案は、総務常任委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

○議長（横倉廉幸） 以上で、今期臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。

なお、今後閉会中の継続審査のほか、本部事務局、各分野事務局の所管事務等の調査について活動を行っていくことといたします。

これをもって、本日の会議を閉じ、平成29年11月関西広域連合議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後6時32分閉会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年 月 日

議 長 _____

議事録署名人 _____

同 _____